

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほ銀行

(501015)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	7
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	44
3 【対処すべき課題】	44
4 【事業等のリスク】	45
5 【経営上の重要な契約等】	49
6 【研究開発活動】	49
7 【財政状態及び経営成績の分析】	50
第3 【設備の状況】	62
1 【設備投資等の概要】	62
2 【主要な設備の状況】	62
3 【設備の新設、除却等の計画】	64
第4 【提出会社の状況】	65
1 【株式等の状況】	65
(1) 【株式の総数等】	65
【株式の総数】	65
【発行済株式】	66
(2) 【新株予約権等の状況】	75
(3) 【ライツプランの内容】	75
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	76
(5) 【所有者別状況】	77
(6) 【大株主の状況】	80
(7) 【議決権の状況】	82
【発行済株式】	82
【自己株式等】	82
(8) 【ストックオプション制度の内容】	82
2 【自己株式の取得等の状況】	83

【株式の種類等】	83
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	83
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	84
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	84
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	85
3 【配当政策】	86
4 【株価の推移】	86
5 【役員の状況】	87
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	90
第5 【経理の状況】	93
1 【連結財務諸表等】	94
(1) 【連結財務諸表】	94
【連結貸借対照表】	94
【連結損益計算書】	96
【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】	97
【連結キャッシュ・フロー計算書】	99
【事業の種類別セグメント情報】	142
【所在地別セグメント情報】	144
【海外経常収益】	144
【関連当事者との取引】	144
【連結附属明細表】	149
【社債明細表】	149
【借入金等明細表】	150
(2) 【その他】	150
2 【財務諸表等】	151
(1) 【財務諸表】	151
【貸借対照表】	151
【損益計算書】	154
【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】	156
【附属明細表】	178
【有形固定資産等明細表】	178
【引当金明細表】	179
(2) 【主な資産及び負債の内容】	180
(3) 【その他】	180
第6 【提出会社の株式事務の概要】	181
第7 【提出会社の参考情報】	182
1 【提出会社の親会社等の情報】	182
2 【その他の参考情報】	182
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	183

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月27日
【事業年度】	第5期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596 - 1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596 - 1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,418,548	1,352,578	1,244,009	1,333,972	1,432,814
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	626,515	253,894	215,642	300,569	226,758
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	687,058	58,374	30,608	173,141	222,095
連結純資産額	百万円	1,648,604	1,676,397	1,751,065	2,030,514	2,619,722
連結総資産額	百万円	69,586,868	69,961,495	71,019,914	71,224,386	68,436,545
1株当たり純資産額	円	117.43	122.22	141,999.43	236,067.31	270,774.25
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純 損失)	円	181.92	12.88	5,534.77	35,508.91	47,429.24
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	円	-	10.75	4,950.56	29,489.80	41,837.99
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.25	9.91	10.77	10.28	11.74
連結自己資本利益率	%	78.37	10.63	4.10	18.20	18.08
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,507,007	5,605,738	5,996,358	1,893,820	5,340,534
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,842,139	6,718,245	5,649,861	470,601	5,123,849
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	219,834	40,693	53,991	118,413	23,501
現金及び現金同等物の期 末残高	百万円	4,439,847	3,367,581	3,768,265	2,227,114	1,987,275
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	27,657 [17,559]	26,566 [16,877]	25,061 [16,162]	26,015 [16,902]	26,640 [17,892]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き平成18年度から相殺しております。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 当行は平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 普通株式1,000株を1株に併合。
- (2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。
- (3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

平成14年度期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。なお、平成14年度の数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

		平成14年度	平成15年度
1株当たり純資産額	円	117,439.66	122,228.80
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	181,920.09	12,886.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	10,753.76

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

8. 連結株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

(2)当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	1,249,183	1,265,134	1,132,660	1,168,793	1,264,218
経常利益 (は経常損失)	百万円	622,244	274,646	191,411	211,154	179,092
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	628,556	98,208	22,129	137,060	206,289
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		3,776,704	3,776,704	3,776	3,833	3,927
		第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第三回第二種 優先株式
		14,190	14,190	14	43	5
		第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第三回第二種 優先株式	第四回第四種 優先株式
		43,000	43,000	43	5	64
		第三回第二種 優先株式	第三回第二種 優先株式	第三回第二種 優先株式	第四回第四種 優先株式	第五回第五種 優先株式
		43,000	43,000	43	64	85
		第四回第四種 優先株式	第四回第四種 優先株式	第四回第四種 優先株式	第五回第五種 優先株式	第六回第六種 優先株式
		64,500	64,500	64	85	71
		第五回第五種 優先株式	第五回第五種 優先株式	第五回第五種 優先株式	第六回第六種 優先株式	第七回第七種 優先株式
85,500	85,500	85	71	71		
第六回第六種 優先株式	第六回第六種 優先株式	第六回第六種 優先株式	第七回第七種 優先株式	第八回第八種 優先株式		
71,250	71,250	71	71	18		
第七回第七種 優先株式	第七回第七種 優先株式	第七回第七種 優先株式	第八回第八種 優先株式	第九回第九種 優先株式		
71,250	71,250	71	18	18		
第八回第八種 優先株式	第八回第八種 優先株式	第八回第八種 優先株式	第九回第九種 優先株式	第十回第十三種 優先株式		
18,200	18,200	18	18	1,800		
第九回第九種 優先株式	第九回第九種 優先株式	第九回第九種 優先株式	第十回第十三種 優先株式			
18,200	18,200	18	1,800			
第十回第十三種 優先株式	第十回第十三種 優先株式	第十回第十三種 優先株式				
360,000	360,000	1,800				
純資産額	百万円	1,688,479	1,754,828	1,820,977	2,019,257	2,081,289
総資産額	百万円	69,305,777	69,829,484	70,501,625	70,003,728	66,874,790
預金残高	百万円	49,007,196	50,541,987	50,989,575	52,368,367	53,118,788
債券残高	百万円	3,918,740	2,810,806	2,346,925	2,016,614	1,564,366
貸出金残高	百万円	37,885,417	37,001,430	34,063,135	34,188,553	34,065,059
有価証券残高	百万円	8,535,213	15,238,948	21,121,490	20,504,122	15,226,739
1株当たり純資産額	円	127.99	142.99	160,510.94	233,138.55	265,344.06

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
	-	-	-	24,250	41,425
	第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第一回第一種優先株式	第二回第二種優先株式	第三回第二種優先株式
	-	22.50	22,500	8,200	14,000
	第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第二回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第四回第四種優先株式
	-	8.20	8,200	14,000	47,600
	第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第三回第二種優先株式	第四回第四種優先株式	第五回第五種優先株式
	-	14.00	14,000	47,600	42,000
	第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第四回第四種優先株式	第五回第五種優先株式	第六回第六種優先株式
	-	47.60	47,600	42,000	11,000
	第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第五回第五種優先株式	第六回第六種優先株式	第七回第七種優先株式
	-	42.00	42,000	11,000	8,000
	第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第六回第六種優先株式	第七回第七種優先株式	第八回第八種優先株式
	-	11.00	11,000	8,000	17,500
	第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第七回第七種優先株式	第八回第八種優先株式	第九回第九種優先株式
	-	8.00	8,000	17,500	5,380
	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第九回第九種優先株式	第十回第十三種優先株式
	-	17.50	17,500	5,380	16,000
	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第十回第十三種優先株式	(普通株式)
	-	5.38	5,380	16,000	-)
第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式	第十回第十三種優先株式	(普通株式)	(第三回第二種優先株式)	
-	-	-	-)	-)	
(普通株式)	(普通株式)	(普通株式)	(第二回第二種優先株式)	(第四回第四種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第一回第一種優先株式)	(第一回第一種優先株式)	(第一回第一種優先株式)	(第三回第二種優先株式)	(第五回第五種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第二回第二種優先株式)	(第二回第二種優先株式)	(第二回第二種優先株式)	(第四回第四種優先株式)	(第六回第六種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第三回第二種優先株式)	(第三回第二種優先株式)	(第三回第二種優先株式)	(第五回第五種優先株式)	(第七回第七種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第四回第四種優先株式)	(第四回第四種優先株式)	(第四回第四種優先株式)	(第六回第六種優先株式)	(第八回第八種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第五回第五種優先株式)	(第五回第五種優先株式)	(第五回第五種優先株式)	(第七回第七種優先株式)	(第九回第九種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第六回第六種優先株式)	(第六回第六種優先株式)	(第六回第六種優先株式)	(第八回第八種優先株式)	(第十回第十三種優先株式)	
-)	-)	-)	優先株式	優先株式	
(第七回第七種優先株式)	(第七回第七種優先株式)	(第七回第七種優先株式)	(第九回第九種優先株式)		
-)	-)	-)	優先株式		
(第八回第八種優先株式)	(第八回第八種優先株式)	(第八回第八種優先株式)	(第十回第十三種優先株式)		
-)	-)	-)	優先株式		
(第九回第九種優先株式)	(第九回第九種優先株式)	(第九回第九種優先株式)			
-)	-)	-)			
(第十回第十三種優先株式)	(第十回第十三種優先株式)	(第十回第十三種優先株式)			
-)	-)	-)			

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	166.42	23.43	3,289.79	26,057.69	43,372.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	19.03	3,197.79	21,766.24	38,294.74
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.39	10.02	10.87	10.23	12.12
自己資本利益率	%	69.39	17.13	2.13	12.84	16.80
配当性向	%	-	-	-	93.52	96.28
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	19,496 [10,689]	18,032 [11,424]	16,035 [10,989]	15,621 [11,212]	16,400 [11,717]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第5期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き第5期から相殺しております。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第5期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表等」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 当行は平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1) 普通株式1,000株を1株に併合。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3) 第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

第1期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。なお、第1期の数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

		第1期	第2期
1株当たり純資産額	円	127,997.72	142,995.92
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	166,429.80	23,434.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	19,037.46

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 自己資本比率は、第5期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、第4期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

8. 株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

2【沿革】

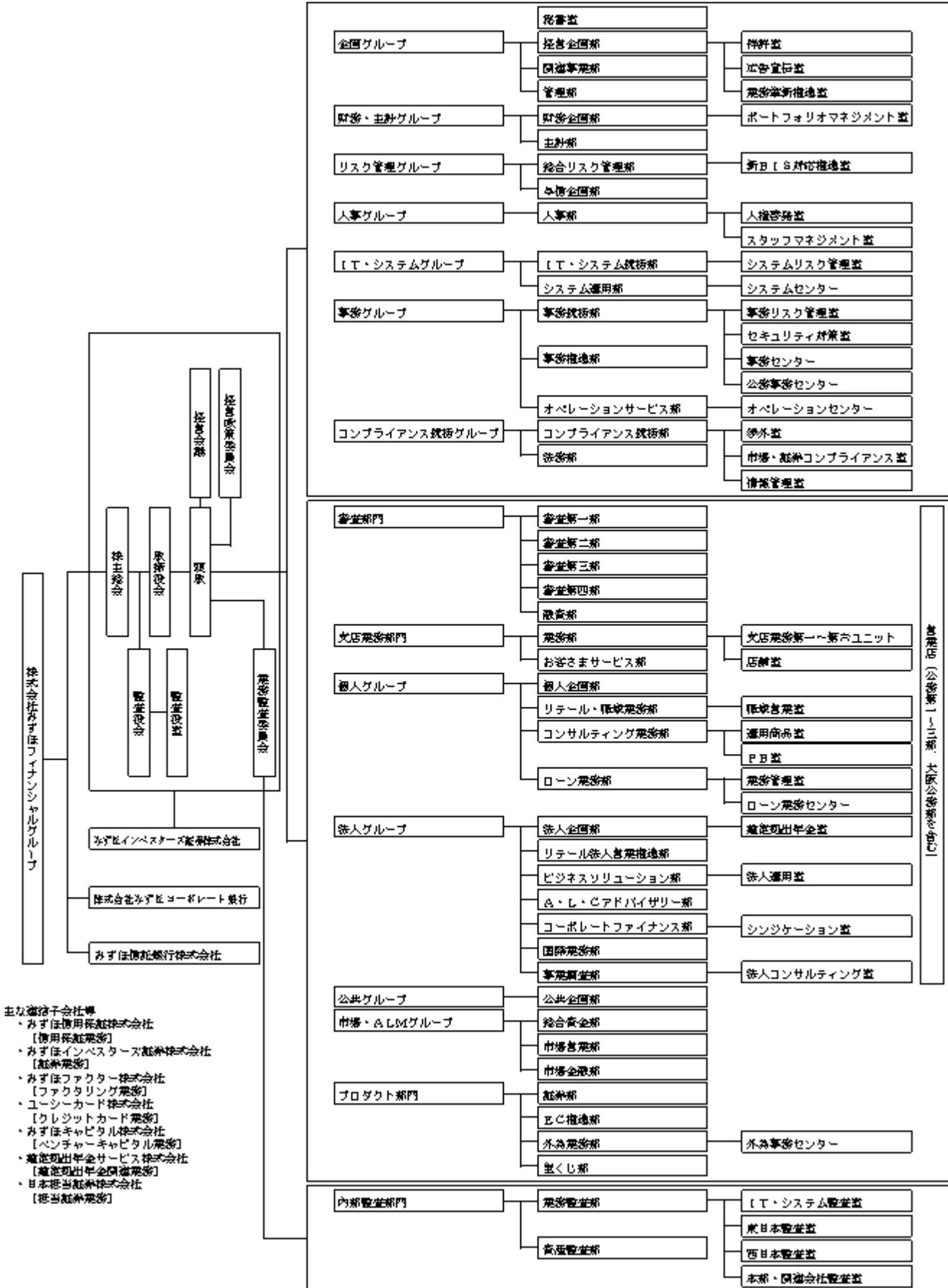
明治6年6月	第一国立銀行創設
明治29年9月	株式会社第一銀行に改組
明治30年7月	株式会社日本勸業銀行設立
昭和46年10月	株式会社第一銀行と株式会社日本勸業銀行との合併により株式会社第一勸業銀行発足（資本金540億円）
平成6年10月	第一勸業証券株式会社を設立（現社名 みずほ証券株式会社）
平成7年11月	第一勸業信託銀行株式会社を設立
平成11年4月	第一勸業信託銀行株式会社と富士信託銀行株式会社を合併し、第一勸業富士信託銀行株式会社を設立（現社名 みずほ信託銀行株式会社）
平成12年9月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、株式会社みずほホールディングスを設立
平成12年10月	第一勸業証券株式会社と富士証券株式会社及び興銀証券株式会社を合併し、みずほ証券株式会社を設立
平成12年10月	第一勸業富士信託銀行株式会社と興銀信託銀行株式会社を合併し、みずほ信託銀行株式会社を設立
平成14年1月	当行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行を、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編する分割合併契約を締結、また、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子会社とする子会社管理営業分割契約を締結（同年2月臨時株主総会にて承認）
平成14年4月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割及び合併を行い、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が発足
平成15年1月	株式会社みずほフィナンシャルグループ発足
平成15年3月	みずほインベスターズ証券株式会社を子会社化
平成15年5月	再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、当行の直接子会社として、株式会社みずほプロジェクトを設立
平成17年10月	当初目的を終えたことから、再生専門子会社である株式会社みずほプロジェクトは当行と合併 株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）が保有する当行および株式会社みずほコーポレート銀行の株式の全てを株式会社みずほフィナンシャルグループが取得

3【事業の内容】

当行は、個人・国内一般事業法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、証券業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

「みずほフィナンシャルグループ」(以下、「当グループ」という)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社133社及び持分法適用関連会社19社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当行の組織を図によって示すと次のとおりであります。



(注) 平成19年4月2日付で、本部組織に関する以下の変更を実施いたしました。

1. 主計部内に「ディスクロージャー管理室」を新設いたしました。
2. 事務グループにおいて、「事務統括部」、「事務推進部」を統合し、「事務サービス部」とし、「融資・外為事務サービス部」を新設いたしました。「オペレーションサービス部」の部名を「本部事務サービス部」に変更いたしました。
3. 「業務部」の部名を「支店業務部」に変更し、「支店業務第一ユニット」から「支店業務第六ユニット」の6ユニット体制を「支店業務第一ユニット」から「支店業務第五ユニット」の5ユニット体制といたしました。
4. 個人グループにおいて、「個人企画部」、「リテール・職域業務部」、「ローン業務部」の3部を「個人業務部」、「ローン・リテール業務部」の2部に再編いたしました。また、「リテール・職域業務部」内の「職域営業室」を「個人業務部」に移管し、「コンサルティング業務部」内の「運用商品室」を廃止いたしました。
5. 法人グループにおいて、「法人企画部」の部名を「法人業務部」に変更いたしました。「事業調査部」内の「法人コンサルティング室」を「A・L・Cアドバイザー部」に移管し、「事業調査部」を「事業調査室」とし、「法人業務部」内へ移管いたしました。
6. 「公共企画部」の部名を「公共業務部」に変更いたしました。
7. 「プロダクト部門」を「業務開発部門」とし、「証券部」を「証券・信託業務部」に、「EC推進部」を「eビジネス業務部」に改編いたしました。また、「外為業務部」を廃止し、傘下の「外為事務センター」を事務グループ内に新設された「融資・外為事務サービス部」に移管いたしました。
8. 「業務監査部」内に「監査革新室」を新設いたしました。また、「東日本監査室」と「西日本監査室」を統合し「営業店監査室」といたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記の通りとなります。

銀行業：(株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)

証券業：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほファクター(株)、ユーシーカード(株)、みずほキャピタル(株)、確定拠出年金サービス(株)、日本抵当証券(株)

4【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965	金融持株会社	100.00 () []	2 (2)	-	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	不動産賃貸借関係	-

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほビジネスサービス株式会社	東京都渋谷区	90	事務受託業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほインターナショナルビジネスサービス株式会社	東京都中央区	22	事務受託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほスタッフ株式会社	東京都千代田区	90	人材派遣業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 人材派遣関係 業務委託関係	-	-
みずほヒューマンサービス株式会社	東京都千代田区	10	事務受託業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほゼネラルサービス株式会社	東京都新宿区	20	事務受託業務	100.00 () []	4	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほマーケティングエキスパート株式会社	東京都港区	20	窓口相談等業務・人材派遣業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係 人材派遣関係	-	-
みずほローンエキスパート株式会社	東京都千代田区	10	ローン事務受託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ不動産調査サービス株式会社	東京都中央区	60	担保不動産調査・評価業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	13,281	信用保証業務	100.00 () []	3 (1)	-	預金取引関係	-	-
みずほビジネス金融センター株式会社	東京都千代田区	10	銀行代理業務	100.00 () []	5	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建物の一部賃借	-
みずほギャランティ株式会社	東京都千代田区	2,300	信用保証業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.	オランダ領アルバ島	10 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領ケイマン諸島	2,600	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領ケイマン諸島	2,400	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment (USD)1 Limited	英国領ケイマン諸島	5,050 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
みずほオペレーションサービス株式会社	東京都港区	20	システム管理 業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃借	-
みずほオフィスマネジメント株式会社	東京都千代田区	30	管理事務受託 業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃借	-
MHBK Capital Investment (JPY)1 Limited	英国領ケイマン諸島	2,105	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-

証券業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288	証券業務	55.16 (0.01) [0.84]	-	-	預金取引関係 証券取引関係	提出会社より建 物の一部賃借	-
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社	千葉県船橋市	100	事務代行業務・ 人材派遣業務	100.00 (100.00) []	-	-	預金取引関係	-	-

その他事業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	1,000	ファクタリング 業務	100.00 () []	3 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
みずほクレジット株式会社	東京都港区	30	金融業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほ債権回収株式 会社	東京都中央区	500	債権管理回収業 務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より建 物の一部賃借	-
みずほE Bサービス 株式会社	東京都文京区	50	ソフトウェア業 務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほドリームパー トナー株式会社	東京都文京区	10	宝くじ証票整理 業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	-
ユーシーカード株式 会社	東京都千代田区	500	クレジットカード 業務	50.99 () []	4 (2)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	クレジ ットカ ード事 業に関 する包 括的業 務提携
エムエイチカードサ ービス株式会社	東京都港区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00) []	-	-	預金取引関係	-	-
みずほキャピタル株 式会社	東京都中央区	902	ベンチャーキャ ピタル業務	49.99 () [24.36]	3	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
みずほキャピタル第 1号投資事業有限責 任組合	東京都中央区	11,600	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
エムエイチシーシー 第一号投資事業有限 責任組合	東京都中央区	3,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
エムエイチシーシー 第三号投資事業有限 責任組合	東京都中央区	3,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
投資事業有限責任組 合エムエイチシーシ ーアイティー式千	東京都中央区	5,000	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
富士銀キャピタル参 号投資事業有限責任 組合	東京都中央区	1,100	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
MW 1号投資事業組 合	東京都中央区	330	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-
興銀インベストメン ト(3iBJ) No.2ファ ンド	東京都中央区	5,600	金融業務	-	-	-	-	-	-
みずほキャピタル第 2号投資事業有限責 任組合	東京都中央区	11,160	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-

(持分法適用関連会社)
 その他事業

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほマネジメント アドバイザー株式 会社	東京都千代田区	100	企業財務アドバ イザリー業務	50.00 () []	1	-	預金取引関係	-	マーケテ ィングに 係る業務 受託
確定拠出年金サービ ス株式会社	東京都港区	2,000	確定拠出年金関 連業務	25.50 () []	-	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほキャピタルパ ートナーズ株式会社	東京都千代田区	10	企業財務アドバ イザリー業務	50.00 (50.00) []	-	-	-	-	-
MH Capital Develop ment ,Ltd.	英国領ケイマン諸 島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	-	-	-
MH Capital Develop ment , Ltd.	英国領ケイマン諸 島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	-	-	-
MHCB Consulting (T hailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコッ ク市	2,000 千タイパーツ	有価証券投資業 務・コンサルテ ィング業務・ア ドバイザリー業 務	21.00 (21.00) []	-	-	-	-	-
マックス・インベス トメント・アドバイ ザリー株式会社	東京都中央区	80	コンサルティング業	25.00 () []	1	-	預金取引関係	-	-
日本抵当証券株式会 社	東京都中央区	1,400	抵当証券業務	25.40 () [19.32]	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
MH Capital Partner s , L.P.	英国領ケイマン諸 島	20,612	金融業務	-	-	-	出資関係	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
 4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 6. 平成19年5月31日に、当行は、当行が所有する日本抵当証券株式会社の全株式を芙蓉総合リース株式会社に売却しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	22,748 [17,123]	2,233 [320]	1,659 [449]	26,640 [17,892]

(注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。嘱託及び臨時従業員17,830人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16,400 [11,717]	36歳 11月	14年 8月	6,921

(注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員28人(取締役兼務者の7人を含まず)、嘱託及び臨時従業員11,491人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

3. 平均年間給与は、3月末の当行従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金(株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については転籍元会社で支給されたものを含む。)を合計したものであります。

4. 平均勤続年数は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ情報総研株式会社の間で転籍異動した者については、転籍元会社での勤続年数を通算しております。

5. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(行外への出向者を含む)は15,537人であり、労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国、欧州、アジアともに堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の堅調に加えて、企業業績の継続的な改善等により設備投資を中心に好調を維持し、景気は堅調に推移しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続き、消費者物価も概ねプラス基調で推移しました。これらを受けて、日本銀行は平成18年7月にゼロ金利を解除し、平成19年2月には無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導水準をさらに0.25%引き上げ0.5%前後としました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は堅調な企業業績等を背景に底堅く推移しました。長期金利につきましては、期初には量的緩和政策の解除を受けて一時上昇しましたが、米国金利の低下傾向等を受けて、当期後半は低下基調で推移しました。

金融界においては、各金融機関がそれぞれの特色を活かした戦略を展開しております。みずほフィナンシャルグループにおいては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）の概況

(ア) 連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲につきましては、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は36社、持分法適用関連会社は9社であります。

(イ) 業績の概要

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）の連結損益状況

みずほフィナンシャルグループは、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に基づき諸施策を展開し、顧客部門を中心にグループ総合収益力を一層強化しております。昨年7月に公的資金の返済を完了するとともに、11月にはニューヨーク証券取引所への上場を果たしました。また、財務報告に係る内部統制の強化等、みずほの更なる飛躍のための経営基盤整備にも重点的に取り組んでおります。かかる中、連結粗利益は前連結会計年度比1,149億円増加の2兆1,173億円となりましたが、取引先であるノンバンクの業態の悪化に伴う与信関係費用の増加や株式の減損処理の実施等により、連結当期純利益は同289億円減少し、6,209億円となりました。

このような背景のもと、当行の連結業績について見ますと、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比988億円増加し、1兆4,328億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が、貸出金利息増加や有価証券の利回りの改善等により同902億円増加の7,821億円、役務取引等収益が、同60億円減少の3,183億円、特定取引収益が同306億円増加の752億円、その他業務収益が同221億円減少の1,975億円、などとなっております。

経常費用は前連結会計年度比1,726億円増加の1兆2,060億円となりました。これは、IT関連費用を中心としたベース経費の削減等により、営業経費が同59億円減少の5,984億円、その他業務費用が前連結会計年度に保有債券の含み損処理を行ったこともあり、同601億円減少の673億円となった一方で、資金調達費用が金利の上昇等により同635億円増加の1,415億円、その他経常費用が、株式等償却の増加を主因として同1,764億円増加の3,397億円となったことなどによるものであります。これらにより、連結経常利益は同738億円減少の2,267億円となりました。

特別利益は、従業員に対する退職一時金または退職年金の支給に備えるために設定している退職給付信託につき一部返還を実施したこと等により、前連結会計年度比838億円増加の1,231億円、特別損失は、同364億円減少の170億円となった結果、税金等調整前当期純利益は同464億円増加の3,328億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前連結会計年度比39億円増加の151億円となり、法人税等調整額は、同53億円減少して727億円、少数株主利益は同10億円減少し229億円となりました。

以上の結果、連結当期純利益は前連結会計年度比489億円増加の2,220億円となりました。

当連結会計年度末（平成19年3月31日現在）の連結貸借対照表

[資産の部]

コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比2兆335億円増加の4兆3,400億円、買入金銭債権が同8,584億円増加の2兆8,803億円となりましたが、有価証券が同5兆2,817億円減少の15兆571億円、支払承諾見返が同1兆4,227億円減少の1兆5,918億円、貸出金が同1,251億円減少の34兆57億円となったことなどにより、資産の部合計は同2兆7,878億円減少の68兆4,365億円となりました。

[負債の部]

預金が前連結会計年度末比7,494億円増加の53兆543億円、その他負債が同6,712億円増加の3兆2,310億円となりましたが、支払承諾が同1兆4,227億円減少の1兆5,918億円、譲渡性預金が同9,635億円減少の9,740億円となったことなどにより、負債の部合計は同2兆9,831億円減少の65兆8,168億円となりました。

[純資産の部]

純資産の部合計は2兆6,197億円、1株当たり純資産額は270,774円25銭となりました。

自己資本比率

当連結会計年度よりパーゼル 自己資本比率を算出しております。国内基準によるパーゼル 連結自己資本比率は11.74%、パーゼル 単体自己資本比率は12.12%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常利益2,267億円は、銀行業で1,488億円、証券業で619億円、その他事業で151億円（但し、相殺消去額等控除前）の利益を計上したことによるものであります。なお、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン、コールマネー、債券貸借取引支払保証金、債券貸借取引受入担保金等による資金放出、取入等により、前連結会計年度比3兆4,467億円減少の5兆3,405億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に国債等有価証券の保有残高の減少等を反映し、同4兆6,532億円増加の5兆1,238億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、同949億円増加の235億円となりました。なお、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、同2,398億円減少の1兆9,872億円となっております。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で6,363億円、証券業で11億円、その他事業で32億円、相殺消去後で合計6,406億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,792億円、証券業で630億円、その他事業で227億円、相殺消去後で合計2,605億円となりました。特定取引収支は、銀行業で313億円、証券業で426億円、合計740億円となりました。その他業務収支は、銀行業で1,224億円、証券業で4億円、その他事業で74億円、相殺消去後で合計1,302億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	610,380	563	3,179	223	613,899
	当連結会計年度	636,387	1,152	3,213	146	640,606
うち資金運用収益	前連結会計年度	687,369	1,223	5,231	1,888	691,936
	当連結会計年度	776,169	2,244	6,060	2,305	782,169
うち資金調達費用	前連結会計年度	76,989	660	2,052	1,664	78,036
	当連結会計年度	139,782	1,092	2,846	2,158	141,563
役務取引等収支	前連結会計年度	224,536	33,112	14,868	1,663	270,854
	当連結会計年度	179,260	63,074	22,734	4,542	260,527
うち役務取引等収益	前連結会計年度	271,539	43,589	21,384	12,055	324,457
	当連結会計年度	224,571	65,421	34,579	6,211	318,361
うち役務取引等費用	前連結会計年度	47,002	10,476	6,515	10,391	53,602
	当連結会計年度	45,311	2,346	11,845	1,669	57,834
特定取引収支	前連結会計年度	1,227	39,116			37,888
	当連結会計年度	31,327	42,685			74,013
うち特定取引収益	前連結会計年度	5,441	39,121			44,562
	当連結会計年度	32,515	42,685			75,200
うち特定取引費用	前連結会計年度	6,669	5			6,674
	当連結会計年度	1,187				1,187
その他業務収支	前連結会計年度	88,463	316	3,536	50	92,265
	当連結会計年度	122,447	484	7,464	177	130,218
うちその他業務収益	前連結会計年度	213,091	316	6,331	56	219,681
	当連結会計年度	184,153	484	13,069	187	197,519
うちその他業務費用	前連結会計年度	124,627		2,794	6	127,416
	当連結会計年度	61,706		5,604	9	67,301

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2) 国内・海外別収支

国内の資金運用収支は6,271億円、海外の資金運用収支は128億円となり、資金運用収支の合計（相殺消去後）は6,406億円となりました。また、役務取引等収支は2,605億円、特定取引収支は740億円、その他業務収支は1,302億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	606,233	8,799	1,133	613,899
	当連結会計年度	627,143	12,844	618	640,606
うち資金運用収益	前連結会計年度	691,852	20,940	20,856	691,936
	当連結会計年度	782,169	21,889	21,889	782,169
うち資金調達費用	前連結会計年度	85,618	12,141	19,723	78,036
	当連結会計年度	155,026	9,044	22,507	141,563
役務取引等収支	前連結会計年度	270,854	186	186	270,854
	当連結会計年度	260,098	416	12	260,527
うち役務取引等収益	前連結会計年度	324,457			324,457
	当連結会計年度	318,471	539	649	318,361
うち役務取引等費用	前連結会計年度	53,602	186	186	53,602
	当連結会計年度	58,373	122	661	57,834
特定取引収支	前連結会計年度	37,888			37,888
	当連結会計年度	74,013			74,013
うち特定取引収益	前連結会計年度	44,562			44,562
	当連結会計年度	75,200			75,200
うち特定取引費用	前連結会計年度	6,674			6,674
	当連結会計年度	1,187			1,187
その他業務収支	前連結会計年度	92,274	9		92,265
	当連結会計年度	130,234	16		130,218
うちその他業務収益	前連結会計年度	219,681			219,681
	当連結会計年度	197,519			197,519
うちその他業務費用	前連結会計年度	127,407	9		127,416
	当連結会計年度	67,285	16		67,301

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(3) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は59兆3,740億円となり、主な内訳として貸出金33兆5,230億円、有価証券17兆5,428億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は6,731億円となりました。また利回りは、国内で1.31%、海外で3.25%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は59兆9,979億円となり、主な内訳として預金50兆6,237億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は3,608億円となりました。また、利回りは国内で0.25%、海外で2.50%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は59兆3,677億円、利息は7,821億円、利回りは1.31%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は59兆6,449億円、利息は1,415億円、利回りは0.23%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	58,836,882	691,852	1.17
	当連結会計年度	59,374,061	782,169	1.31
うち貸出金	前連結会計年度	32,543,714	535,524	1.64
	当連結会計年度	33,523,053	570,609	1.70
うち有価証券	前連結会計年度	20,551,572	94,929	0.46
	当連結会計年度	17,542,807	136,911	0.78
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,183,600	1,373	0.06
	当連結会計年度	2,705,096	10,146	0.37
うち買現先勘定	前連結会計年度	59,072	3	0.00
	当連結会計年度	12,355	26	0.21
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,323,688	267	0.02
	当連結会計年度	2,143,662	6,270	0.29
うち預け金	前連結会計年度	816,869	20,127	2.46
	当連結会計年度	848,015	27,743	3.27
資金調達勘定	前連結会計年度	61,428,615	85,618	0.13
	当連結会計年度	59,997,947	155,026	0.25
うち預金	前連結会計年度	49,723,092	29,947	0.06
	当連結会計年度	50,623,782	79,750	0.15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,161,997	1,168	0.03
	当連結会計年度	2,112,670	4,056	0.19
うち債券	前連結会計年度	2,210,270	3,372	0.15
	当連結会計年度	1,823,798	2,545	0.13
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,237,537	79	0.00
	当連結会計年度	1,514,958	3,061	0.20
うち売現先勘定	前連結会計年度	391,988	10	0.00
	当連結会計年度	169,105	443	0.26
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,129,563	12,540	0.58
	当連結会計年度	1,930,510	10,934	0.56
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	7,700	2	0.02
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度	1,308,696	35,116	2.68
	当連結会計年度	1,344,138	38,906	2.89

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	796,546	20,940	2.62
	当連結会計年度	673,162	21,889	3.25
うち貸出金	前連結会計年度	796,546	20,856	2.61
	当連結会計年度	673,162	21,889	3.25
うち有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち買現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	535,696	12,141	2.26
	当連結会計年度	360,826	9,044	2.50
うち預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマースナル・ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

(注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示してあります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	59,633,428	801,746	58,831,682	712,792	20,856	691,936	1.17
	当連結会計年度	60,047,224	679,461	59,367,762	804,059	21,889	782,169	1.31
うち貸出金	前連結会計年度	33,340,260	796,546	32,543,714	556,380	20,856	535,524	1.64
	当連結会計年度	34,196,216	673,162	33,523,053	592,499	21,889	570,609	1.70
うち有価証券	前連結会計年度	20,551,572	5,200	20,546,372	94,929		94,929	0.46
	当連結会計年度	17,542,807	6,299	17,536,508	136,911	0	136,911	0.78
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	2,183,600		2,183,600	1,373		1,373	0.06
	当連結会計年度	2,705,096		2,705,096	10,146		10,146	0.37
うち買現先勘定	前連結会計年度	59,072		59,072	3		3	0.00
	当連結会計年度	12,355		12,355	26		26	0.21
うち債券貸借取 引支払保証金	前連結会計年度	1,323,688		1,323,688	267		267	0.02
	当連結会計年度	2,143,662		2,143,662	6,270		6,270	0.29
うち預け金	前連結会計年度	816,869		816,869	20,127		20,127	2.46
	当連結会計年度	848,015		848,015	27,743		27,743	3.27
資金調達勘定	前連結会計年度	61,964,311	813,658	61,150,653	97,759	19,723	78,036	0.12
	当連結会計年度	60,358,773	713,862	59,644,911	164,071	22,507	141,563	0.23
うち預金	前連結会計年度	49,723,092		49,723,092	29,947		29,947	0.06
	当連結会計年度	50,623,782		50,623,782	79,750		79,750	0.15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,161,997		3,161,997	1,168		1,168	0.03
	当連結会計年度	2,112,670		2,112,670	4,056		4,056	0.19
うち債券	前連結会計年度	2,210,270		2,210,270	3,372		3,372	0.15
	当連結会計年度	1,823,798		1,823,798	2,545		2,545	0.13
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2,237,537		2,237,537	79		79	0.00
	当連結会計年度	1,514,958		1,514,958	3,061		3,061	0.20
うち売現先勘定	前連結会計年度	391,988		391,988	10		10	0.00
	当連結会計年度	169,105		169,105	443		443	0.26
うち債券貸借取 引受入担保金	前連結会計年度	2,129,563		2,129,563	12,540		12,540	0.58
	当連結会計年度	1,930,510		1,930,510	10,934		10,934	0.56
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	7,700		7,700	2		2	0.02
	当連結会計年度							
うち借入金	前連結会計年度	1,308,696	813,658	495,037	35,116	19,723	15,393	3.10
	当連結会計年度	1,344,138	713,862	630,275	38,906	22,507	16,398	2.60

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は3,183億円で、主な内訳として為替業務895億円、証券関連業務649億円、預金・債券・貸出業務470億円となりました。また、役務取引等費用は578億円で、そのうち為替業務が254億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	324,457			324,457
	当連結会計年度	318,471	539	649	318,361
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	50,824			50,824
	当連結会計年度	47,034			47,034
うち為替業務	前連結会計年度	91,179			91,179
	当連結会計年度	89,516			89,516
うち証券関連業務	前連結会計年度	79,580			79,580
	当連結会計年度	64,984			64,984
うち代理業務	前連結会計年度	30,119			30,119
	当連結会計年度	38,004			38,004
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6,137			6,137
	当連結会計年度	5,808			5,808
うち保証業務	前連結会計年度	17,960			17,960
	当連結会計年度	19,611			19,611
役務取引等費用	前連結会計年度	53,602	186	186	53,602
	当連結会計年度	58,373	122	661	57,834
うち為替業務	前連結会計年度	23,442			23,442
	当連結会計年度	25,483			25,483

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(5) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で752億円となり、主な内訳として商品有価証券収益426億円、特定金融派生商品収益300億円となりました。また、特定取引費用はすべて国内で11億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	44,562			44,562
	当連結会計年度	75,200			75,200
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	43,406			43,406
	当連結会計年度	42,640			42,640
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度	30,058			30,058
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	1,156			1,156
	当連結会計年度	2,502			2,502
特定取引費用	前連結会計年度	6,674			6,674
	当連結会計年度	1,187			1,187
うち商品有価証券費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	212			212
	当連結会計年度	1,187			1,187
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	6,461			6,461
	当連結会計年度				
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆2,400億円となり、主な内訳として商品有価証券4,150億円、特定金融派生商品3,088億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で5,708億円となり、主な内訳として売付商品債券3,395億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	891,302			891,302
	当連結会計年度	1,240,019			1,240,019
うち商品有価証券	前連結会計年度	292,219			292,219
	当連結会計年度	415,051			415,051
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	173			173
	当連結会計年度	22			22
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	46			46
	当連結会計年度	24			24
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	387,405			387,405
	当連結会計年度	308,803			308,803
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	211,457			211,457
	当連結会計年度	516,118			516,118
特定取引負債	前連結会計年度	585,177			585,177
	当連結会計年度	570,870			570,870
うち売付商品債券	前連結会計年度	273,666			273,666
	当連結会計年度	339,576			339,576
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	317			317
	当連結会計年度	30			30
うち特定取引売付債券	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	17			17
	当連結会計年度	10			10
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	311,175			311,175
	当連結会計年度	231,252			231,252
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	52,304,807			52,304,807
	当連結会計年度	53,054,306			53,054,306
うち流動性預金	前連結会計年度	32,716,774			32,716,774
	当連結会計年度	32,217,895			32,217,895
うち定期性預金	前連結会計年度	17,723,247			17,723,247
	当連結会計年度	19,009,297			19,009,297
うちその他	前連結会計年度	1,864,785			1,864,785
	当連結会計年度	1,827,113			1,827,113
譲渡性預金	前連結会計年度	1,937,580			1,937,580
	当連結会計年度	974,010			974,010
総合計	前連結会計年度	54,242,387			54,242,387
	当連結会計年度	54,028,316			54,028,316

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 預金の区分は次のとおりであります。
 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前連結会計年度	1,361,378		1,361,378
	当連結会計年度	1,142,792		1,142,792
割引みずほ銀行債券	前連結会計年度	655,235		655,235
	当連結会計年度	421,573		421,573
合計	前連結会計年度	2,016,614		2,016,614
	当連結会計年度	1,564,366		1,564,366

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	34,130,843	100.00	34,005,729	100.00
製造業	3,358,903	9.84	3,083,534	9.07
農業	40,135	0.12	36,067	0.11
林業	1,154	0.00	1,030	0.00
漁業	2,115	0.01	2,003	0.01
鉱業	10,767	0.03	9,535	0.03
建設業	873,419	2.56	763,698	2.25
電気・ガス・熱供給・水道業	86,589	0.25	82,981	0.24
情報通信業	436,534	1.28	393,955	1.16
運輸業	988,547	2.90	959,558	2.82
卸売・小売業	4,643,552	13.61	4,097,879	12.05
金融・保険業	1,711,277	5.01	1,972,907	5.80
不動産業	3,766,162	11.03	3,566,795	10.49
各種サービス業	3,787,451	11.10	3,564,858	10.48
地方公共団体	277,685	0.81	292,372	0.86
政府等	2,900,553	8.50	3,517,130	10.34
その他	11,245,994	32.95	11,661,424	34.29
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	34,130,843		34,005,729	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年3月31日	インドネシア	651
	その他（なし）	
	合計	651
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成19年3月31日	インドネシア	770
	その他（なし）	
	合計	770
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	15,417,471		15,417,471
	当連結会計年度	9,788,430		9,788,430
地方債	前連結会計年度	147,723		147,723
	当連結会計年度	114,329		114,329
社債	前連結会計年度	1,999,261		1,999,261
	当連結会計年度	2,240,625		2,240,625
株式	前連結会計年度	1,566,413		1,566,413
	当連結会計年度	1,547,623		1,547,623
その他の証券	前連結会計年度	1,208,013		1,208,013
	当連結会計年度	1,366,099		1,366,099
合計	前連結会計年度	20,338,883		20,338,883
	当連結会計年度	15,057,109		15,057,109

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2．「海外」とは、海外連結子会社であります。
3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては、前事業年度には、株式会社みずほ銀行の計数に株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したものを記載しております。

1. 損益状況

(1) 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	882,957	978,525	95,567
経費(除く臨時処理分)	517,241	526,977	9,735
人件費	139,731	135,040	4,690
物件費	344,801	358,973	14,172
税金	32,709	32,962	253
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	365,715	451,547	85,832
一般貸倒引当金繰入額	283	20,463	20,747
業務純益	365,999	431,084	65,084
うち国債等債券損益	88,156	18,748	69,407
臨時損益	159,362	251,991	92,628
株式関係損益	16,093	165,097	181,191
不良債権処理額	64,525	79,418	14,893
その他	110,931	7,475	103,455
経常利益	206,636	179,092	27,543
特別損益	4,040	105,187	101,147
うち固定資産処分損益	3,038	3,303	264
うち減損損失	14,462	3,346	11,115
うち退職給付関連損益	22,417	70,658	93,076
うち貸倒引当金繰取崩額等	32,407	34,397	1,989
うち投資損失引当金繰取崩額	5,178	29	5,148
税引前当期純利益	210,677	284,280	73,603
法人税、住民税及び事業税	521	500	21
法人税等調整額	77,614	77,490	123
当期純利益	132,541	206,289	73,748

与信関係費用	+ +	31,833	65,484	33,650
--------	-----	--------	--------	--------

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金繰入額	1,235	20,463	21,699
貸出金償却	53,125	18,783	34,342
個別貸倒引当金繰入額	27,238	28,835	56,073
特定海外債権引当勘定繰入額	1	14	13
その他債権売却損等	7,183	2,583	9,766
合計	31,833	65,484	33,650

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)
7. 投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別損益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益には投資損失引当金純繰入額は含まれません。

(2) 営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	121,847	126,931	5,083
退職給付費用	25,266	3,701	28,968
福利厚生費	25,158	24,750	407
減価償却費	63,230	63,725	495
土地建物機械賃借料	74,093	69,362	4,731
営繕費	1,772	2,480	708
消耗品費	4,778	4,998	219
給水光熱費	6,257	5,912	345
旅費	1,382	1,594	212
通信費	12,076	12,617	540
広告宣伝費	7,438	10,869	3,431
租税公課	32,253	32,962	709
その他	177,678	184,372	6,694
計	553,232	536,875	16,357

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

[次へ](#)

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 （％）（A）	当事業年度 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
（1）資金運用利回	1.05	1.19	0.14
（イ）貸出金利回	1.54	1.62	0.07
（ロ）有価証券利回	0.35	0.65	0.30
（2）資金調達原価（含む経費）	0.87	1.01	0.13
（イ）預金債券等原価（含む経費）	0.93	1.03	0.10
預金債券等利回	0.02	0.10	0.07
（ロ）外部負債利回	0.24	0.52	0.27
（3）総資金利鞘	-	0.18	0.00
（4）預貸金利鞘	-	0.59	0.02
（5）預貸金利回差	-	1.51	0.00

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「貸出金利回」は、㈱みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。

3. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

4. 「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前事業年度 （％）（A）	当事業年度 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	42.2	41.2	1.0
業務純益ベース	42.2	39.1	3.0
当期純利益ベース	12.8	16.8	3.9

（注）

当期純利益等 - 普通株主に帰属しない金額（1）

自己資本利益率 = $\frac{\text{当期純利益等} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{（期首株主資本および評価・換算差額等）} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額} + \text{（期末株主資本および評価・換算差額等）} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}} \times 100$

（1）剰余金の配当による優先配当額等

（2）当事業年度末以外は、旧資本の部を使用

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（未残）	52,368,367	53,118,788	750,421
預金（平残）	49,933,728	50,679,122	745,394
債券（未残）	2,016,614	1,564,366	452,247
債券（平残）	2,210,270	1,823,798	386,471
貸出金（未残）	34,188,553	34,065,059	123,493
貸出金（平残）	32,475,847	33,578,888	1,103,040

(2)個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	29,945,939	30,604,912	658,973
一般法人	19,281,696	18,643,410	638,285
金融機関・政府公金	3,094,002	3,677,188	583,186
合計	52,321,638	52,925,511	603,873

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	11,419,073	11,781,591	362,518
うち住宅ローン残高	10,455,835	10,761,043	305,208
うち居住用住宅ローン残高	8,938,013	9,408,758	470,745
うちその他ローン残高	963,238	1,020,548	57,310

(4)中小企業等貸出金

		前事業年度(A)	当事業年度(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	78.4	76.4	1.9
中小企業等貸出金残高	百万円	26,810,807	26,040,177	770,630

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	393	2,777	306	2,684
信用状	8,860	108,345	8,093	106,433
保証	20,644	2,723,587	10,347	1,213,124
計	29,897	2,834,710	18,746	1,322,242

(注) 保証には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	159,300	880,082,271	149,574	577,351,544
	各地より受けた分	169,003	598,589,190	173,312	582,417,697
代金取立	各地へ向けた分	3,205	8,008,823	3,102	7,827,180
	各地より受けた分	3,086	50,336,317	2,771	74,692,420

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	84,733	81,411
	買入為替	9,330	9,045
被仕向為替	支払為替	79,257	80,775
	取立為替	5,436	5,349
合計		178,758	176,581

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	144,433	386,130
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	200,003
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	9
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	347,644	475,742
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	297,454	417,722
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	6,472
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,904,424	2,067,732
繰延税金資産の控除金額()(注2)	-	-	
計 (A)	1,904,424	2,067,732	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	101,400	86,487
	一般貸倒引当金	271,521	1,558
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	60,515
	負債性資本調達手段等	1,222,924	1,237,057
	うち永久劣後債務(注4)	414,024	457,757
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	808,900	779,300
	計	1,595,846	1,385,618
うち自己資本への算入額 (B)	1,530,921	1,385,618	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	35,670	40,509
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,399,676	3,412,842

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	31,012,013	22,745,485
	オフ・バランス取引等項目	2,043,611	2,873,514
	信用リスク・アセットの額 (F)	33,055,624	25,618,999
	マーケット・リスク相当額に係る額 (G)	-	102,114
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	-	8,169
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (I)	-	1,986,792
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	-	158,943
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (K)	-	1,345,703
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	33,055,624	29,053,610
連結自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		10.28	11.74
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		-	7.11

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年3月31日における当行の「繰延税金資産の純額に相当する額」は328,537百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は620,319百万円であります。
3. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	137,904	-
	その他利益剰余金	-	363,825
	その他	297,562	417,898
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	200,003
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	6,472
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	22,274
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	1,847,812	1,965,319	
繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-	
計（A）	1,847,812	1,965,319	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注3）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	101,400	86,487
	一般貸倒引当金	227,661	667
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	1,223,124	1,237,057
	うち永久劣後債務（注4）	414,024	457,757
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	809,100	779,300
	計	1,552,185	1,324,212
うち自己資本への算入額（B）	1,528,701	1,324,212	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注6）（D）	33,207	66,357
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	3,343,307	3,223,173

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	30,682,863	22,075,329
	オフ・バランス取引等項目	1,985,521	2,679,807
	信用リスク・アセットの額 (F)	32,668,384	24,755,137
	マーケット・リスク相当額に係る額 (G)	-	64,689
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	-	5,175
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (I)	-	1,766,412
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	-	141,313
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (K)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	32,668,384	26,586,239
単体自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		10.23	12.12
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		-	7.39

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年3月31日における当行の「繰延税金資産に相当する額」は332,168百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は589,595百万円であります。
3. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。なお、Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limitedの発行した優先出資証券Series Bにつきましては、平成19年6月29日付で全額償還する予定となっております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「M P C A」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C A優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「M P C E」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C E優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Aに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Aに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Aに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Eに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Eに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Eに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPC Eに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPC E優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の許可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPC Eの欄についてはMPC E）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

MPCA（MPC EについてはMPC E）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPC Eについては本MPC E優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。（たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「BKCI(USD)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(USD)1優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「BKCI(JPY)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本BKCI(JPY)1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	432百万米ドル	1,200億円
払込日	平成18年3月13日	平成19年1月12日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注13)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がBKCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がBKCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本BKCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本BKCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本BKCI(USD)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本BKCI(JPY)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注13)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本BKCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本BKCI(JPY)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

(注)7. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本BKCI (USD) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本BKCI (USD) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (USD) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当日までに支払われた本BKCI (USD) 1 優先出資証券および6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (USD) 1 優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本BKCI (USD) 1 優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

13. 本BKCI (JPY) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI (JPY) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当日までに支払われた本BKCI (JPY) 1 優先出資証券および6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本BKCI (JPY) 1 優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(参考)

トレーディング業務にかかるV A R (Value at Risk) は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側 (one-tailed) 99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年 (265営業日264リターン)

(b) 対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：7億円
- ・ 平均値：3億円

対象期間は平成18年4月1日～平成19年3月31日

(注) V A R (Value at Risk) とは、市場の動きに対し、一定期間 (保有期間) ・一定確率 (信頼区間) のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法 (計測モデル) によって異なります。

デリバティブ取引にかかる信用リスク相当額は以下のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種類	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
金利スワップ	601,381
通貨スワップ	425,500
先物外国為替取引	756,721
金利オプション (買)	2,278
通貨オプション (買)	1,598,755
その他の金融派生商品	165,665
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	1,906,039
合計	1,644,263

上記は、連結自己資本比率 (国内基準) に基づく信用リスク相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年金融再生委員会規則第2号)が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、平成19年3月31日から資産の査定の額に社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)を含んでおります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定の額(単体)

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	981	704
危険債権	2,546	2,755
要管理債権	2,458	2,443
正常債権	368,878	368,384

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、平成17年度から推進してまいりました事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の総仕上げとして、企業価値を飛躍的に拡大させるべく、お客さまニーズに基づく三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かして、収益力の増強に取り組む「ビジネスポートフォリオ戦略」を一層進めてまいります。併せて、お客さまの立場に立って「コーポレートマネジメント戦略」を進め、盤石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢による強固な内部管理態勢を構築することで、お客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

〔ビジネスポートフォリオ戦略〕

当行は、更なる商品・サービス強化策として、個人のお客さまにより重点を置いた店舗「パーソナルスクエア」を積極的に展開するとともに、会員制サービス「みずほマイレージクラブ」の一層の充実、個人ローン分野におけるチャネルの拡充や新商品開発、幅広い運用ニーズに対するコンサルティング機能の強化等に取り組んでまいります。

一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、M&A、事業承継、株式公開支援や海外進出支援等のアドバイザリー機能を強化する等、ますます多様化、高度化するお客さまのニーズに最適なソリューションを提供してまいります。

これらの諸施策に加え、本部組織のスリム化・営業店への人員シフトを断行し、お客さまとのリレーションシップをこれまで以上に深め、強めていくことにより、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

〔コーポレートマネジメント戦略〕

当グループは、持株会社であるみずほフィナンシャルグループを中心に、強固な内部管理態勢を構築するために、懸念事案を早期に発見する態勢の構築など法令遵守態勢強化への取組、銀行の健全性についての新たな国際標準である「バーゼル」規制への対応、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の一層の強化等を進めてまいります。

また、CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取組の推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指して、ビジネスポートフォリオ戦略とコーポレートマネジメント戦略を着実に実行し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加による追加的損失の発生

当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、今後の国内外の景気動向、特定の業界における経営環境変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。また、与信先に対して経済合理性を判断のうえ増資引受等を行う場合もあります。平成19年3月期におきましては、取引先であるノンバンクの業績が規制環境の変化に伴い悪化したことにより、与信関係費用が増加し、株式関係損益が悪化しました。また、平成19年5月、当該取引先に対して増資引受を行いました。このような事案を含め、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当行及び当グループは、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。

また、当行及び当グループの自己資本比率の計算においては、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が上昇した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化による自己資本比率の低下

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに上記の財務面のリスクの状況を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した事業等に係る各種のリスクが顕在化することにより自己資本比率が低下する可能性があります。

仮に当行の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮または増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

規制の変更による自己資本比率の低下

日本の銀行の自己資本比率規制は、バーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、バーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の内容変更に伴い、日本においても平成19年3月末より新規制が適用されております。これにより、リスクアセットの算出に当たっては、債務者の内部格付に応じたリスクウェイトを適用することになる等、株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等の自己資本比率が変動する可能性があります。

また、金融庁は、平成18年3月末以降、主要行の自己資本比率計算に際し資本に含めることができる繰延税金資産純額に一定の制限を課しております。

これらの規制の変更の結果として、株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等の自己資本比率が低下した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 格付に係るリスク

格付引き下げによる悪影響

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当行及び当グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは日本の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当行及び当グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携等の実施、偽造・盗難キャッシュカードへの対策など業界を巡る新たな問題への対応に注力しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当行及び当グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役員員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。例えば、平成18年8月、当行は住宅ローン取引のチラシに関して、表示される金利が適用される期間について誤認される可能性があり、法令違反のおそれがあるとして公正取引委員会より警告を受けました。また、金融商品の販売やマネーロンダリングの防止等に関連して、関係当局が一部の金融機関に対して行政処分を行う事案が発生しております。このような事案を含め、今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役員員により過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しております。

が、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。その場合には、業務の停止およびそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、近年、企業・団体が保持する個人情報の漏洩や不正なアクセスが発生するケースが多発しており、平成17年4月に全面施行された個人情報保護法の下では、より厳格な管理が要求されております。当行においても情報管理に関するポリシーや事務手続き等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。例えば、平成18年2月に公表いたしました通り、当行の元行員がお客さま情報を外部に持ち出し、業務上横領の容疑で警視庁に逮捕されるとともに、当行は金融庁から業務改善命令を受けました。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当行及び当グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

係争中の重要な訴訟

該当ありません。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当行及び当グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しており、今後もリスク管理の強化に努めてまいります。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当行のリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。

3. 金融諸環境等に関するリスク

経済状況の悪化による悪影響

当行及び当グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。これらの国や地域における経済状況が悪化した場合には、当行及び当グループの業務に対する需要の低迷や資産内容の悪化等を通じて、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われてきております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当行及び当グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、郵便貯金等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当行及び当グループが、競争に十分対応することができない場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があります。当行及び当グループは、各種緊急事態を想定し、コンティンジェンシープランを整備しておりますが、被害の程度によっては、当

行及び当グループの業務の一部が停止する等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、顧客を失うこと等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

平成18年度における当行及び連結子会社の財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1. 総論

みずほフィナンシャルグループは、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』に基づき諸施策を展開し、顧客部門を中心にグループ総合収益力を一層強化しております。昨年7月に公的資金の返済を完了するとともに、11月にはニューヨーク証券取引所への上場を果たしました。また、財務報告に係る内部統制の強化等、みずほの更なる飛躍のための経営基盤整備にも重点的に取り組んでおります。かかる中、連結粗利益は前連結会計年度比1,149億円増加の2兆1,173億円となりましたが、取引先であるノンバンクの業態の悪化に伴う与信関係費用の増加や株式の減損処理の実施等により、連結当期純利益は同289億円減少し、6,209億円となりました。当行及び連結子会社につきましては以下の通りです。

(1)収益状況

連結経常収益につきましては、貸出金利息増加や有価証券の利回りの改善等により資金運用収益が増加したこと等により、前連結会計年度比988億円増加し、1兆4,328億円となりました。連結経常費用につきましては、ベース経費の削減等により営業経費が減少した一方で、資金調達費用、与信関係費用の増加や株式の減損処理の実施等により、前連結会計年度に比べ1,726億円増加して1兆2,060億円となりました。この結果、連結経常利益は前連結会計年度に比べ738億円減少して2,267億円となりましたが、退職給付信託返還益を特別利益に計上したこと等もあり、連結当期純利益は前連結会計年度に比べ489億円増加し、2,220億円となりました。

(2)トップライン収益の状況

金利収支の状況

資金利益は、顧客部門における金利収支の増加等により、前連結会計年度比267億円増加の6,406億円となっております。

非金利収支の状況

役務取引等利益は、前連結会計年度比103億円減少の2,605億円となっております。

法人部門ではソリューション関連手数料が減少しておりますが、個人部門は投信・年金保険関連手数料が引き続き増加しております。

2. 経営成績の分析

(1) 損益の状況

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

(図表 1)

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	10,149	11,053	904
資金利益	6,138	6,406	267
役務取引等利益	2,708	2,605	103
特定取引利益	378	740	361
その他業務利益	922	1,302	379
営業経費	6,044	5,984	59
人件費	2,457	2,227	229
物件費	3,237	3,402	164
税金	349	354	5
不良債権処理額 (含：一般貸倒引当金純繰入額)	618	1,195	576
株式関係損益	190	1,546	1,736
持分法による投資損益	6	11	4
その他	677	70	606
経常利益(+ + + + +)	3,005	2,267	738
特別損益	141	1,061	1,202
うち貸倒引当金純取崩額等	193	356	163
税金等調整前当期純利益(+)	2,864	3,328	464
法人税、住民税及び事業税	112	151	39
法人税等調整額	780	727	53
少数株主損益	239	229	10
当期純利益(+ + +)	1,731	2,220	489
与信関係費用(+)	425	839	413

*費用項目につきましては 表記としております。

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度に比べ904億円増加し、1兆1,053億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

資金利益

資金利益は、顧客部門における金利収支の増加等により、前連結会計年度比267億円増加し、6,406億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、前連結会計年度比103億円減少し、2,605億円となりました。

特定取引利益

特定取引利益は、前連結会計年度比361億円増加し、740億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、前連結会計年度に保有債券の含み損処理を行ったこともあり、前連結会計年度比379億円増加し、1,302億円となりました。

営業経費

営業経費は、トップライン収益増強のため「戦略経費」を投下する一方、T関連費用等を中心に「ベース経費」を削減したことや退職給付費用の負担減等により、前連結会計年度比59億円減少し、5,984億円となりました。

不良債権処理額（与信関係費用）

一般貸倒引当金純繰入額を加えた不良債権処理額に、特別利益に計上した貸倒引当金純取崩額等を加算した与信関係費用は、取引先であるノンバンクの業態悪化を主因に前連結会計年度に比べ413億円増加し、839億円となりました。内訳は、貸出金償却等の不良債権処理額が1,195億円に対し、特別利益に計上した貸倒引当金純取崩額等が356億円であります。

株式関係損益

株式保有先であるノンバンクの業績悪化に伴う減損処理を実施したこと等から、株式関係損益は1,546億円の損失になりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前連結会計年度に比べ4億円増加し、11億円の利益計上となりました。

その他

前連結会計年度に債券ポートフォリオの見直しに伴う損失を計上したことの影響もあり、前連結会計年度比606億円改善し、70億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比738億円減少し、2,267億円となりました。

特別損益

特別損益は、従業員に対する退職一時金または退職年金の支給に備えるために設定している退職給付信託につき、一部返還を実施したこと等により、前連結会計年度に比べ1,202億円増加し、1,061億円となりました。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は3,328億円と、前連結会計年度に比べ464億円の増益となりました。

法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は、前連結会計年度に比べ39億円増加し、151億円となりました。

法人税等調整額

法人税等調整額は、前連結会計年度に比べ53億円減少し、727億円となりました。

少数株主損益

少数株主損益（利益）は、前連結会計年度に比べ10億円減少し、229億円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は2,220億円と前連結会計年度に比べ489億円の増益となりました。

- 参考 -

(図表 2) 損益状況 (過去計数 : 単体 + 再生専門子会社)

	前事業年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
業務粗利益	8,829	9,785	955
資金利益	5,697	5,938	240
役務取引等利益	2,160	2,166	6
特定取引利益	12	357	369
その他業務利益	983	1,322	339
経費 (除く臨時処理分)	5,172	5,269	97
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	3,657	4,515	858
臨時損益等	1,593	2,519	926
うち不良債権処理額	645	794	148
うち株式関係損益	160	1,650	1,811
経常利益	2,066	1,790	275
特別損益	40	1,051	1,011
当期純利益	1,325	2,062	737

与信関係費用	318	654	336
--------	-----	-----	-----

(2)セグメント情報

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5 経理の状況、1 . 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報)に記載しております。全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

(図表 3) 事業の種類別セグメント情報

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		比較	
	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)
銀行業	2,083	69.3	1,488	65.6	595	3.7
証券業	797	26.5	619	27.3	178	0.8
その他事業	128	4.3	151	6.7	22	2.4
計	3,009	100.1	2,258	99.6	751	0.5
消去または全社	4	0.1	9	0.4	13	0.5
経常利益	3,005	100.0	2,267	100.0	738	-

各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業.....クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3 . 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表 4)

	前連結会計年度末 (平成18年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	712,243	684,365	27,878
うち有価証券	203,388	150,571	52,817
うち貸出金	341,308	340,057	1,251
負債の部	688,000	658,168	29,831
うち預金	523,048	530,543	7,494
うち譲渡性預金	19,375	9,740	9,635
うち債券	20,166	15,643	4,522
少数株主持分	3,938	-	3,938
資本の部	20,305	-	20,305
純資産の部	-	26,197	26,197
株主資本合計	-	17,984	17,984
評価・換算差額等合計	-	3,041	3,041
少数株主持分	-	5,171	5,171

(1) 資産の部
有価証券
(図表5)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	203,388	150,571	52,817
国債	154,174	97,884	56,290
地方債	1,477	1,143	333
社債	19,992	22,406	2,413
株式	15,664	15,476	187
その他の証券	12,080	13,660	1,580

有価証券は15兆571億円と、前連結会計年度末に比べ5兆2,817億円減少いたしました。国債(日本国債)が5兆6,290億円減少した一方で、社債が2,413億円増加いたしました。

貸出金
(図表6)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	341,308	340,057	1,251

(単体)

	前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	341,885	340,650	1,234
中小企業等貸出金 *	268,108	260,401	7,706
うち居住用住宅ローン	89,380	94,087	4,707

*「中小企業等」とは、「中小企業基本法等の一部を改正する法律」(平成11年法律第146号)により、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

貸出金は34兆57億円と、前連結会計年度末に比べ1,251億円減少しております。

また、当行単体の貸出金残高は34兆650億円と前事業年度末に比べ1,234億円減少しております。

なお、当行単体の中小企業等貸出金残高は、前事業年度末に比べ7,706億円減少して26兆401億円、うち居住用住宅ローンは、同4,707億円増加して9兆4,087億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下のとおりです。

(図表7)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	260	237	23
延滞債権	3,423	3,146	276
3ヵ月以上延滞債権	119	99	19
貸出条件緩和債権	2,339	2,345	6
合計	6,142	5,829	313

貸出金に対する割合(%)	1.79	1.71	0.08
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、オフバランス化の推進等により、前連結会計年度末と比べ313億円減少し、5,829億円となりました。債権区分では、延滞債権の減少幅が276億円と最も大きくなっております。

また、貸出金に対するリスク管理債権の割合は0.08ポイント減少し、1.71%となっております。なお、不良債権(当行単体)に関しては、後段4で詳細を分析しております。

(2) 負債の部

預金

(図表8)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	523,048	530,543	7,494
譲渡性預金	19,375	9,740	9,635

(単体)

	前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	523,216	529,255	6,038
個人	299,459	306,049	6,589
一般法人	192,816	186,434	6,382
金融機関・政府公金	30,940	36,771	5,831

* 特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達勘定整理前の計数です。

預金は、定期預金の増加により、前連結会計年度末に比べ7,494億円増加の53兆543億円となっております。譲渡性預金は9,740億円と前連結会計年度末に比べ9,635億円減少しております。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、前事業年度末に比べ個人が6,589億円、金融機関・政府公金が5,831億円増加し、一般法人が6,382億円減少しております。

債券
(図表9)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
債券	20,166	15,643	4,522
利付債券	13,613	11,427	2,185
割引債券	6,552	4,215	2,336

債券は1兆5,643億円と、前連結会計年度末に比べ4,522億円減少しております。内訳では利付債券、割引債券がそれぞれ2,185億円、2,336億円減少しております。

(3) 純資産の部
(図表10)

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産合計 * 1	24,243	26,197	1,953
株主資本合計	16,874	17,984	1,110
資本金	6,500	6,500	-
資本剰余金	7,623	7,623	-
利益剰余金	2,750	3,861	1,110
評価・換算差額等合計	3,431	3,041	389
その他有価証券評価差額金	2,110	2,509	398
繰延ヘッジ損益 * 2	-	591	591
土地再評価差額金	1,320	1,123	196
為替換算調整勘定	-	0	0
少数株主持分 * 3	3,938	5,171	1,232

* 1 従来の「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分の上、表示しております。

* 2 従来、純額で「その他資産」に含めて計上しておりました繰延ヘッジ損失は、税効果額を控除の上、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

* 3 従来、負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

* 4 上記の変更を踏まえ、本表の前連結会計年度末は当連結会計年度末の表示に準じて記載しております。

当連結会計年度末の純資産合計は2兆6,197億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

利益剰余金は、当期純利益2,220億円を計上した一方で、剰余金の配当を行ったこと等により、前連結会計年度末比1,110億円増加の3,861億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比398億円増加の2,509億円、少数株主持分は、同1,232億円増加の5,171億円となりました。

4. 不良債権に関する分析（単体）

(1) 残高に関する分析（金融再生法開示債権）

（図表11）

	前事業年度末 （平成18年3月31日）	当事業年度末 （平成19年3月31日）	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ず る債権	981	703	277
危険債権	2,545	2,754	209
要管理債権	2,458	2,443	15
小計（要管理債権以下） (A)	5,985	5,901	83
正常債権	368,878	368,384	494
合計 (B)	374,863	374,285	577
(A) / (B) (%)	1.59	1.57	0.01

当事業年度末の不良債権残高（要管理債権以下）は、オフバランス化の推進等により、前事業年度末に比べ83億円減少し、5,901億円となりました。主因は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少277億円であります。

(2) 保全に関する分析

前事業年度末及び当事業年度末における金融再生法開示債権（要管理債権以下）の保全及び引当の状況は、以下のとおりであります。

（図表12）

		前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)	比較
		金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	981	703	277
うち担保・保証	(B)	931	673	258
うち引当金	(C)	49	30	19
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	100.0%	100.0%	-
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	100.0%	100.0%	-
危険債権	(A)	2,545	2,754	209
うち担保・保証	(B)	1,546	1,503	43
うち引当金	(C)	733	894	161
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	73.3%	71.4%	1.9%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	89.5%	87.0%	2.5%
要管理債権	(A)	2,458	2,443	15
うち担保・保証	(B)	834	811	23
うち引当金	(C)	437	421	16
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	26.9%	25.8%	1.1%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	51.7%	50.4%	1.3%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率はともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額を個別貸倒引当金等として計上しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は1.9ポイント低下し71.4%に、保全率も2.5ポイント低下し87.0%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定した予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は1.1ポイント低下し25.8%に、保全率も1.3ポイント低下し50.4%となっております。

上記債権以外の債権に対する引当率は、以下のとおりであります。

（図表13）

	前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意先債権（%）	7.00	6.21	0.79
正常先債権（%）	0.15	0.17	0.01

5. 自己資本比率に関する分析

(図表14) パーゼル 連結自己資本比率(国内基準)

	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	金額(億円)
基本的項目(Tier)	20,677
資本金	6,500
資本剰余金	7,623
利益剰余金	3,861
社外流出予定額	2,000
その他有価証券の評価差損	-
為替換算調整勘定	0
連結子法人等の少数株主持分	4,757
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	64
補完的項目(Tier)	13,856
(うち自己資本への算入額)	(13,856)
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	864
一般貸倒引当金	15
適格引当金が期待損失を上回る額	605
負債性資本調達手段等	12,370
控除項目	405
自己資本額(+ -)	34,128
リスク・アセット等	290,536
連結自己資本比率	
(国内基準)(/)	11.74%
Tier 比率(/)	7.11%

当連結会計年度より、パーゼル 連結自己資本比率を算出しております。

連結ベースの自己資本額は、2,000億円の社外流出を予定しておりますが、当期純利益の積上げ、優先出資証券(1,200億円)の発行等による少数株主持分の増加などにより、3兆4,128億円となりました。リスク・アセット等は資産の積上げを図る一方でパーゼル 移行に伴う平均リスク・ウェイトの低下もあり、29兆536億円となりました。この結果、パーゼル 連結自己資本比率(国内基準)は11.74%となりました。また、Tier 比率は7.11%となっております。

- 参考 -

(図表15) バーゼル 連結自己資本比率

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
基本的項目(Tier)	19,044	20,742	1,697
補完的項目(Tier)*	15,309	15,404	95
控除項目	356	361	4
自己資本額(+ -)	33,996	35,785	1,788
リスク・アセット等	330,556	347,054	16,498
連結自己資本比率 (国内基準)(/)	10.28%	10.31%	0.03%
Tier 比率(/)	5.76%	5.97%	0.21%

*自己資本算入額

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、主要なものとして営業店の統廃合関係、並びに店舗内装関連等への投資を行いました。また既存店舗及びその他の施設についても、諸施設の更新、保守に努めました。

この結果、当連結会計年度の総投資額は555億円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行業)

企画管理部門(本部・本店・事務センター)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行	-	本部・本店	東京地区	本部・店舗	-	-	9,894	8,237	18,131	3,698
	-	東京事務センター ほか4物件	東京地区ほか	事務センター	60,725	48,092	78,118	22,686	148,897	(注)1

業務部門(営業店)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行		丸之内支店 ほか197店	東京地区	店舗	73,297 (5,738)	89,325	50,876	15,718	155,920	6,220
		横浜支店 ほか118店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	64,368 (7,701)	57,069	26,301	7,385	90,755	2,697
		札幌支店 ほか4店	北海道地区	店舗	4,148 (1,187)	1,099	1,084	309	2,493	154
		仙台支店 ほか8店	東北地区	店舗	10,299	7,230	1,673	466	9,370	272
		新潟支店 ほか6店	北陸・甲信越地区	店舗	6,261	6,394	1,529	308	8,232	260

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行		名古屋支店 ほか15店	東海地区	店舗	8,365	8,415	3,432	787	12,635	497
		大阪支店 ほか30店	大阪地区	店舗	19,137 (915)	14,900	9,455	2,392	26,747	1,316
		神戸支店 ほか20店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	23,141 (123)	28,967	10,616	1,248	40,832	618
		広島支店 ほか8店	中国地区	店舗	8,368	8,352	1,477	341	10,171	212
		高松支店 ほか4店	四国地区	店舗	4,447	4,366	193	163	4,723	124
		福岡支店 ほか11店	九州・沖縄地区	店舗	12,270	14,456	1,955	538	16,950	332

業務部門(個人グループ)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほ信用保 証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	352 (0)	700	185	242	1,128	276

(証券業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほインベ スター証券 株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	8,084 (6,938)	2,012	2,046	3,247	7,305	2,095

(その他事業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連 結子会 社	みずほファク ター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	-	-	104	96	201	145
国内連 結子会 社	ユーシーカー ド株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所 ほか	3,412	25	443	2,594	3,062	570
国内連 結子会 社	みずほキャピ タル株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所 ほか	12	1	26	26	53	68

- (注) 1. 当行の主要な設備のうち業務部門の本部機構設備は企画管理部門(本部)に含めて計上しております。また、企画管理部門の東京事務センターほか4物件の従業員数については、本部・本店の従業員数に含めて計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物等も含め61,983百万円です。
3. 動産は、事務機械49,401百万円、その他17,631百万円です。
4. 当行の国内代理店47か所、外貨両替業務を主とした出張所を成田空港に3か所、関西国際空港に2か所、店舗外貨自動両替機を成田空港に4か所、店舗外現金自動設備1,092か所(共同設置分23,692か所は除く)、の帳簿価額は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

東京地区	土地	15,933百万円	(8,163m ²)、	建物	3,715百万円
関東地区(除く東京地区)	土地	8,476百万円	(8,494m ²)、	建物	2,694百万円
北海道地区	土地	-百万円	(-m ²)、	建物	75百万円
東北地区	土地	219百万円	(350m ²)、	建物	0百万円
北陸・甲信越地区	土地	-百万円	(-m ²)、	建物	111百万円
東海地区	土地	55百万円	(100m ²)、	建物	338百万円
大阪地区	土地	1,122百万円	(1,633m ²)、	建物	518百万円
近畿地区(除く大阪地区)	土地	1,053百万円	(846m ²)、	建物	4,740百万円
中国地区	土地	2,076百万円	(1,894m ²)、	建物	86百万円
四国地区	土地	347百万円	(225m ²)、	建物	-百万円
九州・沖縄地区	土地	2,535百万円	(1,510m ²)、	建物	344百万円

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(1) リース契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	パソコンほか	-	4,332
	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	車両(3,415台)	-	976
国内連結子会社	ユーシーカード株式会社	その他事業	加盟店	東京都千代田区ほか	CAT端末ほか	-	732

(2) レンタル契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間レンタル料(百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	電算機ほか	-	5,175

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,919,999
第二種優先株式	5,683
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第六種優先株式	71,250
第七種優先株式	71,250
第八種優先株式	18,200
第九種優先株式	18,200
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,254,582

(注) 1. 当事業年度中、「発行可能株式総数」の合計は、以下のとおり43,000株減少し、13,254,582株になっております。

平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付しております。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却しております。

これにより第二種優先株式の「発行可能株式総数」は43,000株減少し、5,683株になっております。

2. 平成19年6月25日に第5期定時株主総会決議をもって変更した当行定款第6条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は、1,325万4,582株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	991万9,999株
第二種の優先株式	5,683株
第四種の優先株式	6万4,500株
第五種の優先株式	8万5,500株
第六種の優先株式	7万1,250株
第七種の優先株式	7万1,250株
第八種の優先株式	1万8,200株
第九種の優先株式	1万8,200株
第十三種の優先株式	300万株

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月27日)(注)1	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,927,401	同左		当行における標準となる株式 (注)2
第三回第二種優先株式	5,683	同左		(注)2、3
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)2、4
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)2、5
第六回第六種優先株式	71,250	同左		(注)2、6
第七回第七種優先株式	71,250	同左		(注)2、7
第八回第八種優先株式	18,200	同左		(注)2、8
第九回第九種優先株式	18,200	同左		(注)2、9
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)2、10
計	6,061,984	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。
「当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」
3. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得比率

当初取得比率は、3.060とする。

取得比率の修正

当初取得比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される取得比率に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とする。

取得比率の調整

取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数}}{\text{取得比率}} \times \text{取得比率}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降は、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、97万4,200円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(5) 優先株式の一斉取得

平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、54万円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の70%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

10. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】
該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成14年4月1日 (注)1	700,409,297	4,205,794,101	388,784,790	470,000,000	186,760,167	933,941,422
平成15年3月12日 (注)2		4,205,794,101		470,000,000	132,272,982	801,668,440
平成15年3月29日 (注)3	360,000,000	4,565,794,101	180,000,000	650,000,000	180,000,000	981,668,440
平成15年6月24日 (注)4		4,565,794,101		650,000,000	219,322,610	762,345,829
平成16年10月19日 (注)5	4,559,788,306	6,005,794		650,000,000		762,345,829
平成17年8月1日 (注)6	42,570	6,048,364		650,000,000		762,345,829
平成17年8月29日 (注)7	37,317	6,011,047		650,000,000		762,345,829
平成17年11月18日 (注)8	0	6,011,047		650,000,000		762,345,829
平成18年8月1日 (注)9	50,937	6,061,984		650,000,000		762,345,829

(注)1. 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次のとおり変更されております。

(1)発行済株式総数が700,409,297株増加しております。その内訳は、普通株式が654,319,297株増加し、第一回第一種優先株式が18,810,000株、第二回第二種優先株式が57,000,000株、第三回第二種優先株式が57,000,000株、第四回第四種優先株式が85,500,000株減少し、第五回第五種優先株式が85,500,000株、第六回第六種優先株式が71,250,000株、第七回第七種優先株式が71,250,000株、第八回第八種優先株式が18,200,000株、第九回第九種優先株式が18,200,000株増加しております。

(2)資本金が388,784,790千円減少しております。

(3)資本準備金が186,760,167千円増加しております。

2. 会社分割により、資本準備金が132,272,982千円減少しております。

3. 有償 第三者割当(第十回第十三種優先株式 360,000,000株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円

4. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

5. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1)普通株式1,000株を1株に併合。

(2)第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3)第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

以上により、発行済株式総数が4,559,788,306.899株減少しております。

6. 平成17年8月1日に第一回第一種優先株式14,190株を普通株式56,760株に一斉転換したため、発行済株式総数は42,570株増加しております。

7. 平成17年8月29日に第三回第二種優先株式37,317株を自己株式買受けにより取得し、同日付で消却したため、発行済株式総数は37,317株減少しております。

8. 平成17年11月18日に普通株式の端株0.101株を消却したため、発行済株式総数は0.101株減少しております。

9. 平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付しております。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却しております。これにより発行済株式総数は50,937株増加しております。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				3,927,401				3,927,401	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第三回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				5,683				5,683	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第四回第四種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				64,500				64,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第五回第五種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				85,500				85,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第六回第六種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第七回第七種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第九回第九種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第十回第十三種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				1,800,000				1,800,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,927,401	100.00
計		3,927,401	100.00

第三回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,683	100.00
計		5,683	100.00

第四回第四種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,134,583		各種の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 3～10に記載のとおりであります。 (注)
第三回第二種優先株式	5,683		
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第六回第六種優先株式	71,250		
第七回第七種優先株式	71,250		
第八回第八種優先株式	18,200		
第九回第九種優先株式	18,200		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,927,401	3,927,401	当行における標準となる株式であります。 (注)
端株			
発行済株式総数	6,061,984		
総株主の議決権		3,927,401	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】旧商法第210条の規定に基づく定時株主総会決議による優先株式の取得及び会社法第155条第1号の規定に基づく優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
株主総会(平成17年6月27日)での決議状況 (取得期間平成17年6月27日~平成18年6月26日)	第一回第一種優先株式	上限14,190	上限1,300
	第二回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第三回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第六回第六種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第七回第七種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第八回第八種優先株式	上限18,200	上限1,300
	第九回第九種優先株式	上限18,200	上限1,300
	-	合算上限279,090	合算上限1,300
当事業年度前における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	37,317	699
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	37,317	699
当事業年度における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	-	-
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第三回第二種優先株式	上限5,683	上限600
	第六回第六種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第七回第七種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第八回第八種優先株式	上限18,200	上限1,300
	第九回第九種優先株式	上限18,200	上限1,300
	-	合算上限227,583	合算上限600

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	100.00	100.00
	第三回第二種優先株式	13.21	46.15
	第六回第六種優先株式	100.00	100.00
	第七回第七種優先株式	100.00	100.00
	第八回第八種優先株式	100.00	100.00
	第九回第九種優先株式	100.00	100.00
	-	(注)2 85.91	46.15
当期間における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	-	-
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	100.00	100.00
	第三回第二種優先株式	13.21	46.15
	第六回第六種優先株式	100.00	100.00
	第七回第七種優先株式	100.00	100.00
	第八回第八種優先株式	100.00	100.00
	第九回第九種優先株式	100.00	100.00
	-	(注)2 85.91	46.15

(注)1. 第一回第一種優先株式については、自己株式の取得を行なわないまま、平成17年8月1日に全株に当たる14,190株を普通株式56,760株に一齐転換したため、当該株式は無くなっております。

2. 株式数に係る未行使割合については、「株主総会での決議状況」の株式数の合算上限から第一回第一種優先株式の14,190株を控除して算出しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式(注)	43,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成18年8月1日に第二回第二種優先株式の全株に当たる43,000株を定款及び発行要項の規定に基づき一齐取得したものであります。この一齐取得と引換えに当行普通株式93,937株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (億円)	株式数(株)	処分価額の総額 (億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式(注)	43,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 当事業年度において消却の処分を行った自己株式は、平成18年8月1日に一斉取得した第二回第二種優先株式を同日付にて消却したものであります。当該優先株式の取得は普通株式の発行と引換えに実施したものであるため、処分価額はありません。

3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化等の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させていただきたいと考えております。

当行は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うこととしており、その決定機関は株主総会であります。

上記方針より平成18年度普通株式の年間配当金につきましては、1株につき41,425円とさせていただきます。平成18年度の各種優先株式の年間配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

内部留保金は、将来の事業発展及び財務体質の強化のための原資として活用させていただく所存であります。

当行は、「取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	41,425
	第三回第二種優先株式	79	14,000
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000
	第六回第六種優先株式	783	11,000
	第七回第七種優先株式	570	8,000
	第八回第八種優先株式	318	17,500
	第九回第九種優先株式	97	5,380
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000
	合計		200,003

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員状況】

(平成19年6月27日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		杉山 清次	昭和22年4月17日生	昭和46年7月 日本勧業銀行入行 平成11年6月 第一勧業銀行取締役人事室長 平成12年5月 同 常務取締役法人業務第一部長 カスタマー&コンシューマーバン キング・カンパニー担当 平成12年6月 同 常務執行役員法人業務第一部長 カスタマー&コンシューマーバン キング・カンパニー担当 平成12年7月 同 常務執行役員カスタマー&コン シューマーバンキング・カンパニ ー担当 平成13年6月 みずほホールディングス常務執行 役員資産運用・信託ビジネスユニ ット長(平成14年3月まで) 平成14年4月 みずほコーポレート銀行常務執行 役員コンプライアンス統括グルー プ統括役員 平成14年6月 同 常務執行役員企画グループ統括 役員 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員IT・システム・ 事務グループ長 平成15年6月 同 取締役副社長IT・システム・ 事務グループ長 平成16年3月 当行取締役頭取(現職) 平成16年3月 みずほフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成16年3月 みずほホールディングス(現みず ほフィナンシャルストラテジー) 取締役(平成19年4月まで)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		野中 隆史	昭和27年2月17日生	昭和50年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行マーケティング企画部長 平成14年12月 同 個人商品開発部長兼個人商品 開発部戦略カード会社管理室長 平成15年3月 同 執行役員個人商品開発部長 平成16年4月 同 常務執行役員個人商品開発部長 平成16年5月 同 常務執行役員 平成18年3月 同 常務取締役 平成19年4月 同 取締役副頭取(現職)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		小崎 哲資	昭和27年1月27日生	昭和51年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 みずほコーポレート銀行経営企画 部長 平成14年12月 同 企画グループ・シニアコーポ レートオフィサー(平成15年3月 まで) 平成14年12月 みずほホールディングス事業再構 築推進チーム委員長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 事業再構築推進チームPT長 (平成15年10月まで) 平成15年3月 みずほコーポレート銀行執行役員 企画グループ・シニアコーポレ ートオフィサー 平成16年4月 同 常務執行役員(平成16年6月ま で) 平成16年4月 みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員企画グループ兼コン プライアンス統括グループ長 平成16年6月 同 常務取締役企画グループ長兼 コンプライアンス統括グループ長 平成16年10月 同 常務取締役企画グループ長 平成17年6月 同 常務取締役企画グループ長兼 IT・システム・事務グループ長 平成19年4月 同 取締役(平成19年6月まで) 平成19年4月 当行取締役副頭取(現職)	平成19年4月 から2年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役		白石 晴久	昭和25年9月28日生	昭和49年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 当行個人企画部長 平成16年4月 同 執行役員システム統合プロジェクト統括PT長 平成17年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年6月 から2年	
常務取締役		井上 直美	昭和25年11月6日生	昭和49年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行執行役員関連事業部長 平成17年1月 同 常務執行役員 平成19年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常務取締役		吉田 卓郎	昭和28年1月24日生	昭和51年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 当行本店長 平成15年3月 同 執行役員本店長 平成17年4月 同 常務執行役員 平成19年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常務取締役		灰本 周三	昭和29年6月27日生	昭和53年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 当行関連事業部副部長 平成15年4月 みずほフィナンシャルグループ 人事部長 平成18年3月 同 執行役員人事部長 平成19年4月 当行常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常勤監査役		木山 博	昭和29年2月3日生	昭和51年4月 富士銀行入行 平成12年9月 みずほホールディングス管理部長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 管理部長 平成15年8月 同 経営企画部長 平成17年4月 同 執行役員経営企画部長 平成19年4月 当行常勤監査役(現職)	平成19年4月 から4年	
常勤監査役		藤野 照夫	昭和30年10月12日生	昭和53年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 みずほコーポレート銀行プロダク ツ業務企画部付参事役 みずほインベスターズ証券出向 平成15年4月 当行証券・I B部付参事役 みずほインベスターズ証券出向 平成15年10月 同 コンプライアンス統括部長 平成19年4月 同 常勤監査役(現職)	平成19年4月 から4年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 第一東京弁護士会入会 平成9年6月 第一勸業銀行監査役 (平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス監査役 (平成15年3月まで) 平成14年4月 みずほコーポレート銀行監査役 (現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 監査役(現職) 平成18年3月 当行監査役(現職)	平成18年3月 から4年	
監査役		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所 パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 同 監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス(現みず ほフィナンシャルストラテジー) 監査役(現職) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 監査役(平成18年6月まで) 平成18年3月 みずほコーポレート銀行監査役 (現職)	平成19年6月 から4年	
計						

(注) 監査役のうち、野崎幸雄および長谷川俊明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(3)取締役の定数

当行の取締役は、9名以内とする旨、定款に定めております。

(4)取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(5)中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(6)株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

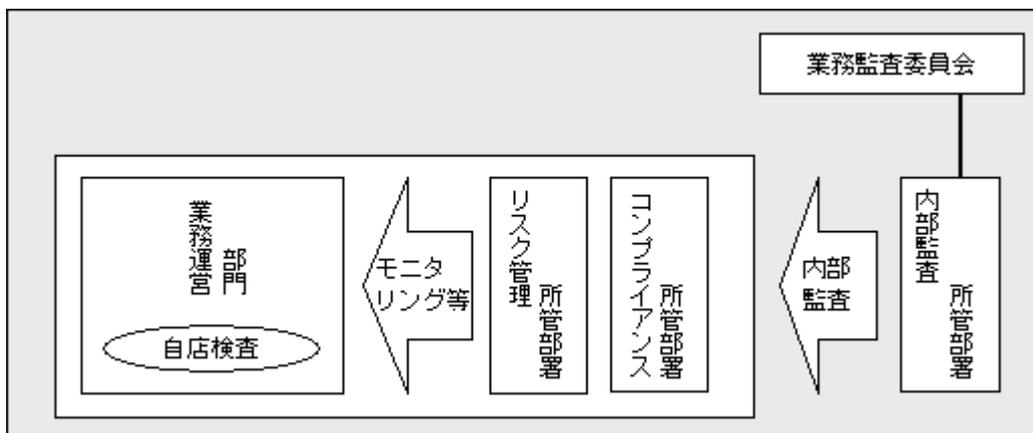
当行は、株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7)内部統制の仕組み

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。なお、当行では、情報管理の重要性の高まりに対応すべく、関連規程の制定、情報管理委員会及び担当組織の設置を行うとともに、情報セキュリティ管理に係る外部認証を取得するなど、情報管理体制の強化を推進しております。また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図るとともに、米国サーバンス・オクスリー法、国内の開示制度改正の動きに準拠した開示体制及び内部統制の構築を進めております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(8)内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ278名)・資産監査部(専任スタッフ35名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、内部監査部門担当役員が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等よりその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本部および営業店における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施すること等により、取締役の職務執行を監査しております。

また、当行においては、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、定期的及び必要に応じて都度、意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、成澤和己、江見睦生、茂木哲也、清水伸幸の計4名であり、新日本監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのな

いよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士 2 1 名、会計士補等 1 4 名、その他 7 名であります。

(9) 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要
当行と社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

(10) 社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

(11) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額および監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	233百万円
監査役に対する報酬額	33百万円

(12) 監査報酬の内容

当行の新日本監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額及び左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額	96百万円
上記以外に係る報酬額	8百万円

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

4. 前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金		3,242,617	4.55	2,880,567	4.21
コールローン及び買入手形		2,306,500	3.24	4,340,000	6.34
買現先勘定		5,999	0.01	5,093	0.01
債券貸借取引支払保証金		2,350,402	3.30	2,959,656	4.32
買入金銭債権		2,021,892	2.84	2,880,337	4.21
特定取引資産	2,8	891,302	1.25	1,240,019	1.81
金銭の信託		22,584	0.03	29,686	0.04
有価証券	1,2, 8,17	20,338,883	28.56	15,057,109	22.00
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	34,130,843	47.92	34,005,729	49.69
外国為替	7	128,504	0.18	131,895	0.19
その他資産	8,10	2,065,210	2.90	2,672,960	3.91
動産不動産	8,11, 12,13	742,942	1.04	-	-
有形固定資産	12,13	-	-	616,334	0.90
建物		-	-	210,996	0.31
土地	11	-	-	327,017	0.48
建設仮勘定		-	-	1,921	0.00
その他の有形固定資産		-	-	76,399	0.11
無形固定資産		-	-	138,950	0.20
ソフトウェア		-	-	106,128	0.15
その他の無形固定資産		-	-	32,821	0.05
債券繰延資産		277	0.00	21	0.00
繰延税金資産		373,686	0.53	338,779	0.50
支払承諾見返	16,17	3,014,626	4.23	1,591,893	2.33
貸倒引当金		411,790	0.58	452,422	0.66
投資損失引当金		94	0.00	67	0.00
資産の部合計		71,224,386	100.00	68,436,545	100.00
(負債の部)					
預金	8	52,304,807	73.44	53,054,306	77.52
譲渡性預金		1,937,580	2.72	974,010	1.42
債券		2,016,614	2.83	1,564,366	2.29
コールマネー及び売渡手形	8	1,673,800	2.35	1,517,400	2.22
売現先勘定	8	492,468	0.69	38,625	0.06
債券貸借取引受入担保金	8	2,731,941	3.84	1,787,863	2.61
特定取引負債		585,177	0.82	570,870	0.83
借入金	8,14	538,216	0.76	492,375	0.72
外国為替		19,949	0.03	13,703	0.02
短期社債		29,000	0.04	42,070	0.06
社債	15	761,421	1.07	821,689	1.20
その他負債	8	2,559,815	3.60	3,231,056	4.72
賞与引当金		9,349	0.01	10,841	0.02
退職給付引当金		9,593	0.01	9,114	0.01
役員退職慰労引当金		-	-	2,170	0.00
ポイント引当金		629	0.00	3,773	0.01
特別法上の引当金		652	0.00	652	0.00
繰延税金負債		21,064	0.03	10,242	0.01
再評価に係る繰延税金負債	11	93,304	0.13	79,797	0.12
支払承諾	16,17	3,014,626	4.23	1,591,893	2.33
負債の部合計		68,800,011	96.60	65,816,823	96.17

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(少数株主持分)					
少数株主持分		393,860	0.55	-	-
(資本の部)					
資本金		650,000	0.91	-	-
資本剰余金		762,345	1.07	-	-
利益剰余金		275,065	0.39	-	-
土地再評価差額金	11	132,028	0.18	-	-
その他有価証券評価差額金		211,075	0.30	-	-
資本の部合計		2,030,514	2.85	-	-
負債、少数株主持分及び資本の部合計		71,224,386	100.00	-	-
(純資産の部)					
資本金		-	-	650,000	0.95
資本剰余金		-	-	762,345	1.11
利益剰余金		-	-	386,137	0.57
株主資本合計		-	-	1,798,482	2.63
その他有価証券評価差額金		-	-	250,919	0.37
繰延ヘッジ損益		-	-	59,174	0.09
土地再評価差額金	11	-	-	112,397	0.16
為替換算調整勘定		-	-	9	0.00
評価・換算差額等合計		-	-	304,133	0.44
少数株主持分		-	-	517,106	0.76
純資産の部合計		-	-	2,619,722	3.83
負債及び純資産の部合計		-	-	68,436,545	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,333,972	100.00	1,432,814	100.00
資金運用収益		691,936		782,169	
貸出金利息		535,524		570,609	
有価証券利息配当金		94,929		136,911	
コールローン利息及び 買入手形利息		1,373		10,146	
買現先利息		3		26	
債券貸借取引受入利息		267		6,270	
預け金利息		20,127		27,743	
その他の受入利息		39,710		30,461	
役務取引等収益		324,457		318,361	
特定取引収益		44,562		75,200	
その他業務収益		219,681		197,519	
その他経常収益	1	53,333		59,562	
経常費用		1,033,402	77.47	1,206,055	84.17
資金調達費用		78,036		141,564	
預金利息		29,947		79,750	
譲渡性預金利息		1,168		4,056	
債券利息		3,372		2,545	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		79		3,061	
売現先利息		10		443	
債券貸借取引支払利息		12,540		10,934	
コマーシャル・ペーパー 利息		2		-	
借入金利息		15,393		16,398	
短期社債利息		6		206	
社債利息		15,264		15,941	
その他の支払利息		250		8,225	
役務取引等費用		53,602		57,834	
特定取引費用		6,674		1,187	
その他業務費用		127,416		67,301	
営業経費		604,404		598,432	
その他経常費用		163,267		339,735	
貸倒引当金繰入額		-		63,953	
その他の経常費用	2	163,267		275,782	
経常利益		300,569	22.53	226,758	15.83
特別利益		39,301	2.95	123,136	8.59
動産不動産処分益		19,489		-	
固定資産処分益		-		16,621	
償却債権取立益		344		35,856	
金融先物取引責任準備金 取崩額		0		-	
その他の特別利益	3	19,466		70,658	
特別損失		53,467	4.01	17,010	1.19
動産不動産処分損		16,450		-	
固定資産処分損		-		13,664	
減損損失	4	14,511		3,346	
証券取引責任準備金繰入額		86		0	
その他の特別損失	5	22,417		-	
税金等調整前当期純利益		286,403	21.47	332,884	23.23
法人税、住民税及び事業税		11,230	0.84	15,133	1.05
法人税等調整額		78,061	5.85	72,744	5.08
少数株主利益		23,969	1.80	22,910	1.60
当期純利益		173,141	12.98	222,095	15.50

【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		762,345
資本剰余金期末残高		762,345
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		160,326
利益剰余金増加高		194,442
当期純利益		173,141
土地再評価差額金取崩に よる利益剰余金増加高		21,301
利益剰余金減少高		79,703
配当金		9,705
自己株式消却額		69,998
利益剰余金期末残高		275,065

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	650,000	762,345	275,065	-	1,687,411
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	130,625	-	130,625
役員賞与(注)	-	-	29	-	29
当期純利益	-	-	222,095	-	222,095
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	19,631	-	19,631
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	111,071	-	111,071
平成19年3月31日 残高 (百万円)	650,000	762,345	386,137	-	1,798,482

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	211,075	-	132,028	-	343,103	393,860	2,424,375
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	130,625
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	29
当期純利益	-	-	-	-	-	-	222,095
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	19,631
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	39,844	59,174	19,631	9	38,970	123,245	84,274
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	39,844	59,174	19,631	9	38,970	123,245	195,346
平成19年3月31日 残高 (百万円)	250,919	59,174	112,397	9	304,133	517,106	2,619,722

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		286,403	332,884
減価償却費		70,115	71,707
減損損失		14,511	3,346
連結調整勘定償却額		3,903	-
持分法による投資損益()		643	1,108
貸倒引当金の増加額		126,204	40,632
投資損失引当金の増加額		140	26
賞与引当金の増加額		103	1,492
退職給付引当金の増加額		645	479
役員退職慰労引当金の増加額		-	2,170
資金運用収益		691,936	782,169
資金調達費用		78,036	141,564
有価証券関係損益()		121,941	172,811
金銭の信託の運用損益()		26	71
為替差損益()		44,425	3,872
動産不動産処分損益()		3,038	-
固定資産処分損益()		-	2,957
退職給付信託返還損益()		-	70,658
特定取引資産の純増()減		143,340	348,717
特定取引負債の純増減()		154,936	14,307
貸出金の純増()減		84,980	125,113
預金の純増減()		1,612,346	724,837
譲渡性預金の純増減()		3,226,670	963,570
債券の純増減()		330,311	452,247
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		903	11,694
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減		124,309	122,211
コールローン等の純増()減		1,223,642	2,891,039
債券貸借取引支払保証金の純増()減		366,276	609,253
コールマネー等の純増減()		153,787	610,242
コマーシャル・ペーパーの純増減()		12,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()		547,600	944,077
外国為替(資産)の純増()減		2,323	3,391
外国為替(負債)の純増減()		515	6,245
短期社債(負債)の純増減()		29,000	13,070
資金運用による収入		713,030	767,740
資金調達による支出		91,155	128,037
役員賞与の支払額		-	70
その他		16,433	22,225
小計		1,890,613	5,323,492
法人税等の支払額		3,206	17,042
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,893,820	5,340,534

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		33,173,479	26,136,651
有価証券の売却による収入		8,327,853	13,202,984
有価証券の償還による収入		25,314,539	18,122,452
金銭の信託の増加による支出		27,420	56,276
金銭の信託の減少による収入		24,005	49,000
動産不動産の取得による支出		38,190	-
有形固定資産の取得による支出		-	56,953
無形固定資産の取得による支出		-	49,466
動産不動産の売却による収入		59,852	-
有形固定資産の売却による収入		-	47,711
無形固定資産の売却による収入		-	1,050
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		16,559	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		470,601	5,123,849
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		89,000	38,000
劣後特約付借入金の返済による支出		125,000	96,000
劣後特約付社債の発行による収入		152,300	210,900
劣後特約付社債の償還による支出		197,200	150,700
配当金支払額		9,705	130,625
少数株主への配当金支払額		8,556	15,076
少数株主からの払込みによる収入		50,747	120,000
自己株式の取得による支出		69,998	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		118,413	23,501
現金及び現金同等物に係る換算差額		481	348
現金及び現金同等物の増加額		1,541,151	239,838
現金及び現金同等物の期首残高		3,768,265	2,227,114
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		-	0
現金及び現金同等物の期末残高	1	2,227,114	1,987,275

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 38社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、ユーシーカード株式会社、みずほキャピタル株式会社他12社は議決権の取得、持分の増加等により当連結会計年度から連結しております。また、株式会社みずほプロジェクト、株式会社年金住宅サービスセンターは合併により除外しております。</p>	<p>連結子会社 36社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、MHBK Capital Investment(JPY) 1 Limitedは設立により当連結会計年度から連結しております。また、信用管理サービス株式会社他2社は清算により除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、みずほマネジメントアドバイザー株式会社他4社は設立等により持分法を適用しております。また、株式会社ティール・ヴィー・シーファイナンス、株式会社みずほアドバイザー他1社は清算等により持分法適用の対象から除外しております。</p>	<p>持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、MH Capital Partners ,L.P. は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い持分法を適用しております。また、日本オー・シー・アール株式会社は清算により持分法適用の対象から除外しております。</p>
	<p>(2) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 株式会社みずほアドバイザー 持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 11社 3月末日 24社 6月最終営業日の前日 3社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 9社 3月末日 23社 6月最終営業日の前日 4社</p> <p>(2) 同左</p>
	<p>(2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4)減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4)減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5)繰延資産の処理方法</p> <p>(イ)債券繰延資産</p> <p>次のとおり償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(ロ)社債発行費</p> <p>発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(5)繰延資産の処理方法</p> <p>(イ)債券繰延資産</p> <p>次のとおり償却しております。</p> <p>債券発行差金</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>債券発行費用</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(ロ)社債発行費</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は205,590百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募(証券取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は341,777百万円であります。</p>	
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 同左</p>

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(9)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、主として各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9)退職給付引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
		<p>(10)役員退職慰労引当金の計上基準 (会計方針の変更)</p> <p>当行及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,731百万円減少しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金652百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金652百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 同左</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 同左</p>
	<p>(12)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(12)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(14)リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14)リース取引の処理方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は45,173百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は50,027百万円(同前)であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
	<p>(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(16)消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は原則として発生年度以後20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。	
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項		のれんは原則として発生年度以後20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,161,790百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」及び「その他の無形固定資産」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益()」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,433百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計322,504百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は140,607百万円、再貸付に供している有価証券は255百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,526,705百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,077百万円、延滞債権額は342,354百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,903百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式3,175百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計323,539百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は68,843百万円、再貸付に供している有価証券は29,200百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,971,441百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,760百万円、延滞債権額は314,669百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,930百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																																								
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は614,257百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は435,185百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="199 1003 718 1142"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>212,746百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,646,613百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,314,486百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>329百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="199 1198 718 1411"> <tr> <td>預金</td> <td>607,370百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>1,268,900百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>492,468百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,648,959百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>21,941百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>90百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」2,409百万円及び「有価証券」883,153百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は102,540百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は941百万円、その他の証拠金等は2,761百万円あります。</p>	特定取引資産	212,746百万円	有価証券	5,646,613百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資産	329百万円	預金	607,370百万円	コールマネー及び売渡手形	1,268,900百万円	売現先勘定	492,468百万円	債券貸借取引受入担保金	2,648,959百万円	借入金	21,941百万円	その他負債	90百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,578百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,939百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は418,086百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="849 1003 1367 1142"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>295,210百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,404,332百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>3,585,430百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>410百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="849 1198 1367 1411"> <tr> <td>預金</td> <td>424,451百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>915,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>31,873百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,745,335百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>485百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>60百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,137百万円及び「有価証券」873,560百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は84,407百万円、先物取引差入証拠金は925百万円、その他の証拠金等は3,311百万円あります。</p>	特定取引資産	295,210百万円	有価証券	2,404,332百万円	貸出金	3,585,430百万円	その他資産	410百万円	預金	424,451百万円	コールマネー及び売渡手形	915,000百万円	売現先勘定	31,873百万円	債券貸借取引受入担保金	1,745,335百万円	借入金	485百万円	その他負債	60百万円
特定取引資産	212,746百万円																																								
有価証券	5,646,613百万円																																								
貸出金	3,314,486百万円																																								
その他資産	329百万円																																								
預金	607,370百万円																																								
コールマネー及び売渡手形	1,268,900百万円																																								
売現先勘定	492,468百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	2,648,959百万円																																								
借入金	21,941百万円																																								
その他負債	90百万円																																								
特定取引資産	295,210百万円																																								
有価証券	2,404,332百万円																																								
貸出金	3,585,430百万円																																								
その他資産	410百万円																																								
預金	424,451百万円																																								
コールマネー及び売渡手形	915,000百万円																																								
売現先勘定	31,873百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	1,745,335百万円																																								
借入金	485百万円																																								
その他負債	60百万円																																								

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,324,770百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,852,693百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,903百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,398,435百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,795,968百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 162,749百万円</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額は572,671百万円であります。</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額は41,050百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金487,102百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当連結会計年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 136,638百万円</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は545,461百万円であります。</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額は39,124百万円であります。</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金429,567百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,547,978百万円であります。 （追加情報） 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,502,902百万円減少しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益27,232百万円、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料3,897百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、貸出金償却53,321百万円、株式等償却7,358百万円、株式等売却損870百万円及び当行の債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円、ソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益は、貸倒引当金純取崩額19,326百万円及び投資損失引当金純取崩額140百万円であります。</p> <p>4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産</td> <td style="text-align: center;">土地建物等 動産等</td> <td style="text-align: center;">7,160 565</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物等</td> <td style="text-align: center;">6,785</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、当行並びに一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. その他の特別損失は、前連結会計年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産	土地建物等 動産等	7,160 565	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物等	6,785	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益35,520百万円、長期不活動預金の収益計上額11,275百万円、金銭の信託運用益71百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等償却187,609百万円、貸出金償却55,747百万円、株式等売却損2,383百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益は、退職給付信託の一部返還益であります。</p> <p>4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物等</td> <td style="text-align: center;">607</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>遊休資産 46物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物等</td> <td style="text-align: center;">2,739</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物等	607	その他	遊休資産 46物件	土地建物等	2,739
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																						
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店 遊休資産 64物件 処分予定資産	土地建物等 動産等	7,160 565																						
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物等	6,785																						
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																						
首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物等	607																						
その他	遊休資産 46物件	土地建物等	2,739																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,833	93	-	3,927	注2
第二回第二種優先株式	43	-	43	-	注1
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,011	93	43	6,061	
自己株式					
第二回第二種優先株式	-	43	43	-	注1
合計	-	43	43	-	

注1. 自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式(優先株式)の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	92,961	24,250	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第二種 優先株式	352	8,200	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第三回第二種 優先株式	79	14,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第四回第四種 優先株式	3,070	47,600	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第五回第五種 優先株式	3,591	42,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第六回第六種 優先株式	783	11,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第七回第七種 優先株式	570	8,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第八回第八種 優先株式	318	17,500	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第九回第九種 優先株式	97	5,380	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第十回第十三 種優先株式	28,800	16,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	利益剰余金	41,425	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第三回第二種優先株式	79	利益剰余金	14,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第四回第四種優先株式	3,070	利益剰余金	47,600	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第五回第五種優先株式	3,591	利益剰余金	42,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第六回第六種優先株式	783	利益剰余金	11,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第七回第七種優先株式	570	利益剰余金	8,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第八回第八種優先株式	318	利益剰余金	17,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第九回第九種優先株式	97	利益剰余金	5,380	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第十回第十三種優先株式	28,800	利益剰余金	16,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 3,242,617 定期預け金 503,071 その他 512,432 <hr/> 現金及び現金同等物 2,227,114	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 2,880,567 定期預け金 280,001 その他 613,290 <hr/> 現金及び現金同等物 1,987,275

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">27,010百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">609百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">27,619百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">15,112百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">431百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">15,543百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">11,897百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">177百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">12,075百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">4,709百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">13,494百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">18,204百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 支払リース料</td><td style="text-align: right;">4,587百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">6,025百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">522百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">19,248百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">83,097百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">102,345百万円</td></tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	27,010百万円	その他	609百万円	合計	27,619百万円	減価償却累計額相当額		動産	15,112百万円	その他	431百万円	合計	15,543百万円	年度末残高相当額		動産	11,897百万円	その他	177百万円	合計	12,075百万円	1年内	4,709百万円	1年超	13,494百万円	合計	18,204百万円	支払リース料	4,587百万円	減価償却費相当額	6,025百万円	支払利息相当額	522百万円	1年内	19,248百万円	1年超	83,097百万円	合計	102,345百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">29,371百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">576百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">29,948百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">19,394百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">423百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">19,818百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">9,977百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">152百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">10,130百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">5,218百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">11,446百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">16,665百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 支払リース料</td><td style="text-align: right;">5,523百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">5,538百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">508百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">19,861百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">63,002百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">82,864百万円</td></tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	29,371百万円	その他	576百万円	合計	29,948百万円	減価償却累計額相当額		動産	19,394百万円	その他	423百万円	合計	19,818百万円	年度末残高相当額		動産	9,977百万円	その他	152百万円	合計	10,130百万円	1年内	5,218百万円	1年超	11,446百万円	合計	16,665百万円	支払リース料	5,523百万円	減価償却費相当額	5,538百万円	支払利息相当額	508百万円	1年内	19,861百万円	1年超	63,002百万円	合計	82,864百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	27,010百万円																																																																																				
その他	609百万円																																																																																				
合計	27,619百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	15,112百万円																																																																																				
その他	431百万円																																																																																				
合計	15,543百万円																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																					
動産	11,897百万円																																																																																				
その他	177百万円																																																																																				
合計	12,075百万円																																																																																				
1年内	4,709百万円																																																																																				
1年超	13,494百万円																																																																																				
合計	18,204百万円																																																																																				
支払リース料	4,587百万円																																																																																				
減価償却費相当額	6,025百万円																																																																																				
支払利息相当額	522百万円																																																																																				
1年内	19,248百万円																																																																																				
1年超	83,097百万円																																																																																				
合計	102,345百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	29,371百万円																																																																																				
その他	576百万円																																																																																				
合計	29,948百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	19,394百万円																																																																																				
その他	423百万円																																																																																				
合計	19,818百万円																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																					
動産	9,977百万円																																																																																				
その他	152百万円																																																																																				
合計	10,130百万円																																																																																				
1年内	5,218百万円																																																																																				
1年超	11,446百万円																																																																																				
合計	16,665百万円																																																																																				
支払リース料	5,523百万円																																																																																				
減価償却費相当額	5,538百万円																																																																																				
支払利息相当額	508百万円																																																																																				
1年内	19,861百万円																																																																																				
1年超	63,002百万円																																																																																				
合計	82,864百万円																																																																																				

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	503,676	4,270

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,168,205	1,163,791	4,414	96	4,510
地方債	51,435	51,081	354	-	354
その他	316,508	305,605	10,902	-	10,902
合計	1,536,148	1,520,477	15,671	96	15,767

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	775,945	1,271,650	495,705	508,303	12,598
債券	14,737,320	14,608,115	129,205	441	129,647
国債	14,374,252	14,249,265	124,986	273	125,260
地方債	92,733	90,665	2,067	70	2,138
社債	270,334	268,183	2,151	97	2,248
その他	655,346	681,746	26,400	27,497	1,097
合計	16,168,613	16,561,512	392,899	536,243	143,343

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は11,549百万円（損失）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は2,470百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	8,419,991	37,162	61,564

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	292,329
非上場外国証券	234,073
非公募債券等	3,039,759

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	9,084,436	5,804,806	2,004,567	670,646
国債	8,884,542	4,238,853	1,664,349	629,726
地方債	1,731	84,212	61,778	-
社債	198,161	1,481,740	278,439	40,920
その他	51,459	1,207,956	218,681	798,603
合計	9,135,895	7,012,762	2,223,248	1,469,250

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	931,169	699

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	969,020	967,192	1,828	0	1,829
地方債	49,980	49,797	183	-	183
その他	318,445	312,394	6,051	-	6,051
合計	1,337,447	1,329,383	8,063	0	8,064

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	950,704	1,434,411	483,707	504,346	20,638
債券	9,282,276	9,210,085	72,190	2,184	74,375
国債	8,889,883	8,819,410	70,473	1,749	72,222
地方債	60,699	59,908	791	141	933
社債	331,692	330,767	925	293	1,219
その他	735,130	741,251	6,121	12,559	6,438
合計	10,968,110	11,385,749	417,638	519,090	101,451

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は691百万円（収益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,419百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	13,267,156	46,696	27,518

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
信託受益権	2,030,331
非公募債券	1,911,991
非上場外国証券	331,906
その他	121,842

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	5,018,959	5,208,898	1,073,212	842,316
国債	4,743,642	3,575,552	732,094	737,141
地方債	1,126	81,797	31,405	-
社債	274,189	1,551,547	309,712	105,175
その他	112,228	1,029,484	798,164	1,412,222
合計	5,131,187	6,238,382	1,871,376	2,254,538

（金銭の信託関係）

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	22,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	584	584	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	29,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
その他の金銭の信託	686	686	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	405,017
その他有価証券	405,017
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	164,274
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	240,742
(-) 少数株主持分相当額	29,681
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	211,075

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額11,549百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	416,990
その他有価証券	416,990
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	142,451
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	274,538
(-) 少数株主持分相当額	23,624
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	250,919

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額691百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引: 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先物オプション
- B. 通貨関連取引: 通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引: 株価指数先物
- D. 債券関連取引: 債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他: コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M : Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」
定期的に、「A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク: 取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク: 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク: 市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,582,473百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

トレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b)対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：5億円
- ・ 平均値：1億円

対象期間は平成17年4月1日～平成18年3月31日

(注) V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデル）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)
金利スワップ	783,141
通貨スワップ	374,948
先物外国為替取引	510,105
金利オプション(買)	4,607
通貨オプション(買)	520,931
その他の金融派生商品	151,730
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	762,992
合計	1,582,473

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	252,799	-	15	15
	買 建	79,178	13,963	42	42
	金利先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	34,706	-	-	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	45,447,512	33,595,404	257,024	257,024
	受取変動・支払固定	44,566,788	33,160,471	267,061	267,061
	受取変動・支払変動	4,015,703	3,103,213	2,138	2,138
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	655,537	445,795	1,911	1,911
買 建	327,657	163,930	1,432	1,432	
	合計				11,661

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	6,999,759	5,168,495	9,293	12,682
	売 建	2,254,053	1,439,995	199,448	199,448
	買 建	5,408,042	3,622,489	248,409	248,409
	通貨オプション				
	売 建	5,528,562	4,229,059	323,849	29,575
	買 建	5,668,633	4,446,391	258,115	14,110
	合計				79,964

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	207	-	0	0
	買 建	137	-	0	0
	合計				0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	70,614	-	111	111
	買 建	103,700	-	7	7
	債券先物オプション				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	622	-	3	1
	合計				117

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	86	86	3	3
店頭	商品オプション				
	売 建	188,625	184,659	93,317	93,317
	買 建	190,702	186,736	101,631	101,631
	合 計				8,317

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売 建	2,100	2,100	-	-
	買 建	-	-	-	-
	合 計				-

(注) 上記取引については時価算定が困難なため、時価評価を行っておりません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	70	-	4	4
	買 建	70	-	4	4
	合 計				-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

当連結会計年度
 (自 平成18年 4月 1日
 至 平成19年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株価指数先物
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション
- E. その他：コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M : Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
 お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」
 定期的に、「 A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
 適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク：当行や子会社等の格付が引き下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

当連結会計年度
(自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	343,073	14,985	28	28
	買 建	128,992	20,538	8	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	46,248,266	30,302,478	66,698	66,698
	受取変動・支払固定	44,450,657	30,044,678	52,671	52,671
	受取変動・支払変動	3,753,366	3,098,666	1,298	1,298
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	612,990	439,810	915	915
買 建	172,183	93,033	701	701	
	合計				12,961

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,916,927	4,647,909	9,274	23,092
	売 建	2,457,284	1,439,524	253,877	253,877
	買 建	7,404,735	5,600,252	435,492	435,492
	通貨オプション				
	売 建	11,906,515	8,817,056	1,133,779	99,807
	買 建	13,072,989	9,883,521	1,008,940	115,153
	合計				173,867

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	34	-	0	0
	買 建	601	-	1	1
	合計				1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	96,969	-	56	56
	買 建	96,338	-	40	40
	債券先物オプション				
	売 建	8,075	-	15	4
	買 建	6,650	-	5	2
	合計				22

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	161	128	5	5
店頭	商品オプション				
	売 建	284,972	277,241	75,158	75,158
	買 建	288,812	281,089	87,089	87,089
	合 計				11,936

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	13	-	0	0
	買 建	13	-	0	0
	合 計				0

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は降雨量に係るものであります。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当行及び一部の国内連結子会社は、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 当行は、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	637,960	663,439
年金資産 (B)	1,044,305	912,668
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	406,344	249,228
未認識数理計算上の差異 (D)	76,654	47,073
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	329,690	296,301
前払年金費用 (F)	339,284	305,415
退職給付引当金 (G) = (E) - (F)	9,593	9,114

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	11,085	11,878
利息費用	15,442	15,823
期待運用収益	28,656	39,779
数理計算上の差異の費用処理額	29,244	3,428
その他(臨時に支払った割増退職金等)	27,270	4,686
退職給付費用	54,387	3,962
退職給付信託返還益	-	70,658
計	54,387	74,621

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に含めて計上しております。

3. 前連結会計年度の「その他」には過年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額22,417百万円を含んでおります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	主に2.5%	主に2.5%
(2) 期待運用収益率	主に3.6%	主に3.7%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年～12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。)	主として10年～12年(各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 230,137百万円</p> <p>繰越欠損金 541,513</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 78,008</p> <p>その他 309,123</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,158,782</p> <p>評価性引当額 470,414</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 688,368</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 139,976</p> <p>その他有価証券評価差額 164,255</p> <p>その他 31,513</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 335,746</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 352,621百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 198,202百万円</p> <p>繰越欠損金 476,328</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 121,323</p> <p>その他 288,941</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,084,796</p> <p>評価性引当額 414,559</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 670,237</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 123,998</p> <p>その他有価証券評価差額 142,451</p> <p>その他 75,249</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 341,700</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 328,537百万円</p>
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>合併に伴う再生専門子会社への投資に係る将来減算一時差異の消滅 64.3</p> <p>評価性引当額の減少 44.5</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 28.3</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>その他 1.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 31.2%</p>	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の減少 10.9</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.1</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>その他 0.5</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.4%</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,167,456	125,308	41,207	1,333,972	-	1,333,972
(2)セグメント間の内部経常収 益	3,407	81	1,631	5,119	(5,119)	-
計	1,170,863	125,390	42,838	1,339,092	(5,119)	1,333,972
経常費用	962,532	45,619	29,950	1,038,102	(4,699)	1,033,402
経常利益	208,330	79,771	12,888	300,989	(419)	300,569
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	69,952,565	824,078	872,115	71,648,758	(424,371)	71,224,386
減価償却費	63,791	2,674	3,648	70,115	-	70,115
減損損失	14,462	1	47	14,511	-	14,511
資本的支出	74,564	3,782	2,705	81,052	-	81,052

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,254,635	111,034	67,144	1,432,814	-	1,432,814
(2)セグメント間の内部経常収 益	4,091	110	4,620	8,822	(8,822)	-
計	1,258,726	111,144	71,764	1,441,636	(8,822)	1,432,814
経常費用	1,109,923	49,191	56,663	1,215,778	(9,722)	1,206,055
経常利益	148,803	61,952	15,101	225,857	900	226,758
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	66,884,052	990,612	941,069	68,815,733	(379,188)	68,436,545
減価償却費	64,350	2,736	4,620	71,707	-	71,707
減損損失	3,346	-	-	-	-	3,346
資本的支出	96,486	4,109	5,824	106,420	-	106,420

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 当行及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,676百万円、証券業について55百万円それぞれ経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載していません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載していません。

【海外経常収益】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載していません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載していません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	金銭貸借関係 設備の賃貸借関係	コール資金の放出	1,750,000 ()	コールローン及び買入手形	1,750,000

() 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965	金融持株会社	被所有 直接 100	2	金銭貸借関係 設備の賃貸借関係等	資金の貸付	690,000 ()	貸出金	690,000

() 短期的な取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	金銭貸借関係	コール資金の放出	4,250,000 (1)	コールローン及び買入手形	4,250,000
							設備の貸借関係等	デリバティブ取引(通貨オプション、先物為替)	1,024,500 (2)	その他資産	1,024,500
									1,010,527 (2)	その他負債	1,010,527

(1) 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

(2) 期末の市場レートによる評価額等につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	236,067.31	270,774.25
1株当たり当期純利益	円	35,508.91	47,429.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	29,489.80	41,837.99

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は15,067円8銭減少しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 平成18年3月31日	当連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		2,619,722
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		1,556,282
(うち優先株式払込金額)		1,001,866
(うち優先配当額)		37,310
(うち少数株主持分)		517,106
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)		1,063,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)		3,927

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	173,141	222,095
普通株主に帰属しない金額	百万円	37,693	37,310
うち利益処分による役員 賞与金	百万円	29	
うち優先配当額	百万円	37,663	37,310
普通株式に係る当期純利益	百万円	135,448	184,784
普通株式の期中平均株式数	千株	3,814	3,896
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	2,202	1,849
うち希薄化効果を有する 優先株式の優先配当額	百万円	2,202	1,849
普通株式増加数	千株	853	564
うち優先株式	千株	853	564
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当行は、平成19年4月20日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited(2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券(3) 償還総額 Series B 69,750百万円(4) 償還予定日 平成19年6月29日(5) 償還理由 任意償還期日到来による

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	割引みずほ銀行債券	平成18年3月～ 平成19年3月	482,024	319,486 [319,486]	0.08～ 0.37	なし	平成19年4月～ 平成20年3月	(注)1
	割引みずほ銀行債券 (保護預り専用)	平成18年3月～ 平成19年3月	173,211	102,087 [102,087]	0.05～ 0.34	なし	平成19年4月～ 平成20年3月	(注)1
	利付みずほ銀行債券	平成14年3月～ 平成19年3月	53,988	33,490 [7,626]	0.10～ 0.56	なし	平成19年4月～ 平成24年3月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (利子一括払)	平成14年3月～ 平成19年3月	527,729	347,958 [70,455]	0.10～ 0.56	なし	平成19年4月～ 平成24年3月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成14年3月～ 平成19年3月	700,360	685,371 [94,856]	0.10～ 0.56	なし	平成19年4月～ 平成24年3月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子一括払)	平成14年3月～ 平成19年3月	79,300	75,972 [14,731]	0.10～ 0.56	なし	平成19年4月～ 平成24年3月	(注)1
	普通社債	平成16年9月～ 平成19年1月	311,600	522,500 [-]	0.80～ 2.87	なし	平成26年9月～	(注)1
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.	普通社債	平成9年2月～ 平成16年9月	449,821 (110,000千米ドル)	299,189 [-] (110,000千米ドル)	1.13～ 6.15	なし	平成22年8月～	(注) 1,2
ユーシー カード株 式会社	短期社債	平成19年3月	-	8,000 [8,000]	0.86	なし	平成19年4月	(注)1
みずほイ ンベスタ ーズ証券 株式会社	短期社債	平成19年1月～ 平成19年3月	29,000	34,070 [34,070]	0.44～ 0.77	なし	平成19年4月～ 平成19年6月	(注)1
合計			2,807,035	2,428,126 [651,314]				

(注)1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 当該社債は、外国において発行したものであるため、「前期末残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を()書きしております。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	651,934	180,735	208,444	297,109	306,333

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
借入金	538,216	492,375	3.09		
再割引手形	-	-	-		
借入金	538,216	492,375	3.09	平成19年4月～	

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	51,928	7,726	2,248	1,657	10,015

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当ありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金		3,183,778	4.55	2,838,104	4.24
現金		1,077,459		1,059,190	
預け金		2,106,319		1,778,913	
コールローン		2,130,000	3.04	4,340,000	6.49
債券貸借取引支払保証金		2,070,550	2.96	2,634,880	3.94
買入手形		176,500	0.25	-	-
買入金銭債権		1,553,257	2.22	2,313,455	3.46
特定取引資産	8	609,371	0.87	839,706	1.25
商品有価証券		10,288		14,743	
商品有価証券派生商品		173		16	
特定取引有価証券派生商品		46		24	
特定金融派生商品		387,405		308,803	
その他の特定取引資産		211,457		516,118	
金銭の信託		584	0.00	686	0.00
有価証券	1,2, 8,17	20,504,122	29.29	15,226,739	22.77
国債		15,412,496		9,783,441	
地方債		147,723		114,329	
社債		1,999,105		2,240,507	
株式		1,722,860		1,707,135	
その他の証券		1,221,936		1,381,325	
貸出金	3,4, 5,6,8, 9,22	34,188,553	48.84	34,065,059	50.94
割引手形	7	365,494		346,516	
手形貸付		1,541,056		1,246,241	
証書貸付		25,223,296		25,999,704	
当座貸越		7,058,705		6,472,597	
外国為替		128,504	0.18	131,895	0.20
外国他店預け		12,497		12,320	
買入外国為替	7	78,108		83,472	
取立外国為替		37,898		36,102	
その他資産	8	1,925,150	2.75	2,530,250	3.78
未決済為替貸		6,272		7,392	
前払費用		7,160		6,924	
未収収益		76,833		103,857	
先物取引差入証拠金		469		499	
先物取引差金勘定		12		3	
金融派生商品		706,012		1,559,170	
繰延ヘッジ損失	10	163,109		-	
宝くじ関係立替払金		139,626		142,091	
前払年金費用		371,384		337,515	
有価証券未収金		17,433		62,619	
その他の資産	8	436,836		310,175	
動産不動産	11, 12,13	718,859	1.03	-	-
土地建物動産		625,874		-	
建設仮払金		2,230		-	
保証金権利金		90,755		-	
有形固定資産	12,13	-	-	603,955	0.90
建物		-		207,937	
土地	11	-		324,276	
建設仮勘定		-		1,921	
その他の有形固定資産		-		69,819	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
無形固定資産		-	-	119,882	0.18
ソフトウェア		-	-	91,782	
その他の無形固定資産		-	-	28,100	
債券繰延資産		267	0.00	21	0.00
繰延税金資産		369,956	0.53	332,168	0.50
支払承諾見返	16,17	2,834,710	4.05	1,322,242	1.98
貸倒引当金		306,951	0.44	340,828	0.51
投資損失引当金		83,487	0.12	83,430	0.12
資産の部合計		70,003,728	100.00	66,874,790	100.00
(負債の部)					
預金	8	52,368,367	74.81	53,118,788	79.43
当座預金		4,494,360		4,418,665	
普通預金		26,612,260		26,328,579	
貯蓄預金		1,262,356		1,219,914	
通知預金		410,987		314,816	
定期預金		17,723,611		19,009,691	
定期積金		6		6	
その他の預金		1,864,785		1,827,113	
譲渡性預金		2,188,480	3.13	1,228,710	1.84
債券		2,016,614	2.88	1,564,366	2.34
コールマネー	8	1,219,900	1.74	1,509,400	2.26
売現先勘定	8	464,968	0.66	2,999	0.00
債券貸借取引受入担保金	8	2,480,278	3.54	1,499,943	2.24
売渡手形	8	443,900	0.63	-	-
特定取引負債		311,363	0.45	231,277	0.35
商品有価証券派生商品		170		14	
特定取引有価証券派生商品		17		10	
特定金融派生商品		311,175		231,252	
借入金	8	1,260,744	1.80	1,177,230	1.76
借入金	14	1,260,744		1,177,230	
外国為替		19,949	0.03	13,703	0.02
外国他店借		917		1,868	
売渡外国為替		13,097		9,351	
未払外国為替		5,934		2,483	
社債	15	311,600	0.45	522,500	0.78
その他負債		1,962,745	2.81	2,509,448	3.75
未決済為替借		15,622		12,677	
未払法人税等		2,231		2,604	
未払費用		53,506		69,557	
前受収益		35,290		41,720	
給付補てん備金		0		0	
先物取引差金勘定		32		9	
金融派生商品		849,048		1,594,190	
宝くじ売上金等未精算金		139,626		142,091	
未払特殊証券		413		413	
特殊証券等剰余金		96		91	
未払復興貯蓄債券元利金		2		2	
有価証券未払金		223,549		177,769	
その他の負債		643,326		468,319	
賞与引当金		6,914	0.01	7,644	0.01
役員退職慰労引当金		-	-	1,676	0.00
ポイント引当金		629	0.00	3,773	0.01
再評価に係る繰延税金負債	11	93,304	0.13	79,797	0.12
支払承諾	16,17	2,834,710	4.05	1,322,242	1.98
負債の部合計		67,984,470	97.12	64,793,501	96.89

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資本の部)					
資本金	18	650,000	0.93	-	-
資本剰余金		762,345	1.09	-	-
資本準備金		762,345	-	-	-
利益剰余金	20	268,529	0.38	-	-
当期末処分利益		268,529	-	-	-
土地再評価差額金	11	132,028	0.19	-	-
其他有価証券評価差額金		206,353	0.29	-	-
資本の部合計		2,019,257	2.88	-	-
負債及び資本の部合計		70,003,728	100.00	-	-
(純資産の部)					
資本金		-	-	650,000	0.97
資本剰余金		-	-	762,345	1.14
資本準備金		-	-	762,345	-
利益剰余金		-	-	363,825	0.54
其他利益剰余金		-	-	363,825	-
繰越利益剰余金		-	-	363,825	-
株主資本合計		-	-	1,776,171	2.65
其他有価証券評価差額金		-	-	251,748	0.38
繰延ヘッジ損益		-	-	59,027	0.09
土地再評価差額金	11	-	-	112,397	0.17
評価・換算差額等合計		-	-	305,118	0.46
純資産の部合計		-	-	2,081,289	3.11
負債及び純資産の部合計		-	-	66,874,790	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,168,793	100.00	1,264,218	100.00
資金運用収益		652,155		747,368	
貸出金利息		499,195		539,736	
有価証券利息配当金		95,170		137,793	
コールローン利息		1,371		10,117	
買現先利息		2		10	
債券貸借取引受入利息		153		5,587	
買入手形利息		1		28	
預け金利息		19,932		27,683	
金利スワップ受入利息		21,482		-	
その他の受入利息		14,846		26,410	
役務取引等収益		267,778		262,325	
受入為替手数料		89,729		88,023	
その他の役務収益		178,048		174,302	
特定取引収益		5,441		36,919	
商品有価証券収益		4,322		4,404	
特定金融派生商品収益		-		30,058	
その他の特定取引収益		1,118		2,457	
その他業務収益		200,194		167,984	
外国為替売買益		185,970		154,244	
国債等債券売却益		9,998		11,176	
特殊証券等関係費補てん金		5		5	
その他の業務収益		4,219		2,558	
その他経常収益		43,223		49,620	
株式等売却益		23,703		20,102	
金銭の信託運用益		8		36	
その他の経常収益	1	19,511		29,480	
経常費用		957,638	81.93	1,085,125	85.83
資金調達費用		84,638		153,538	
預金利息		29,947		79,750	
譲渡性預金利息		1,236		4,348	
債券利息		3,354		2,545	
コールマネー利息		53		3,032	
売現先利息		9		416	
債券貸借取引支払利息		12,460		10,275	
売渡手形利息		10		11	
借入金利息		34,270		38,019	
短期社債利息		0		14	
社債利息		3,123		6,834	
金利スワップ支払利息		-		8,032	
その他の支払利息		170		257	
役務取引等費用		51,686		45,630	
支払為替手数料		23,386		25,071	
その他の役務費用		28,300		20,559	
特定取引費用		6,669		1,187	
特定取引有価証券費用		207		1,187	
特定金融派生商品費用		6,461		-	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
その他業務費用		101,831		35,717	
国債等債券売却損		22,693		29,502	
国債等債券償却		75,408		-	
債券発行費用償却		161		252	
金融派生商品費用		2,973		2,720	
その他の業務費用		594		3,241	
営業経費		553,232		536,875	
その他経常費用		159,580		312,175	
貸倒引当金繰入額		-		49,284	
貸出金償却		53,125		53,181	
株式等売却損		606		1,462	
株式等償却		7,004		183,624	
その他の経常費用	2	98,843		24,623	
経常利益		211,154	18.07	179,092	14.17
特別利益		57,049	4.88	121,850	9.64
動産不動産処分益		19,169		-	
固定資産処分益		-		16,619	
償却債権取立益		294		34,542	
その他の特別利益	3	37,586		70,688	
特別損失		53,011	4.54	16,662	1.32
動産不動産処分損		16,130		-	
固定資産処分損		-		13,316	
減損損失	4	14,462		3,346	
その他の特別損失	5	22,417		-	
税引前当期純利益		215,193	18.41	284,280	22.49
法人税、住民税及び事業税		519	0.04	500	0.04
法人税等調整額		77,614	6.64	77,490	6.13
当期純利益		137,060	11.73	206,289	16.32
前期繰越利益		222,766		-	
土地再評価差額金取崩額		21,301		-	
自己株式消却額		69,998		-	
抱合株式消却損		42,599		-	
当期末処分利益		268,529		-	

【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月26日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
当期末処分利益		268,529
利益処分額		130,625
第二回第二種優先株式配当金		(1株につき8,200円) 352
第三回第二種優先株式配当金		(1株につき14,000円) 79
第四回第四種優先株式配当金		(1株につき47,600円) 3,070
第五回第五種優先株式配当金		(1株につき42,000円) 3,591
第六回第六種優先株式配当金		(1株につき11,000円) 783
第七回第七種優先株式配当金		(1株につき8,000円) 570
第八回第八種優先株式配当金		(1株につき17,500円) 318
第九回第九種優先株式配当金		(1株につき5,380円) 97
第十回第十三種優先株式配当金		(1株につき16,000円) 28,800
普通株式配当金		(1株につき24,250円) 92,961
次期繰越利益		137,904

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	650,000	762,345	268,529	-	1,680,875
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	130,625	-	130,625
当期純利益	-	-	206,289	-	206,289
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	19,631	-	19,631
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	95,295	-	95,295
平成19年3月31日 残高 (百万円)	650,000	762,345	363,825	-	1,776,171

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	206,353	-	132,028	338,382	2,019,257
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	130,625
当期純利益	-	-	-	-	206,289
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	19,631
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	45,395	59,027	19,631	33,264	33,264
事業年度中の変動額合計 (百万円)	45,395	59,027	19,631	33,264	62,031
平成19年3月31日 残高 (百万円)	251,748	59,027	112,397	305,118	2,081,289

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付で一部改正され（企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等と与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却しております。</p> <p>(2)社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券発行費用 (会計方針の変更) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2)社債発行費 同左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係) 5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は263,579百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は173,690百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募(証券取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>
	<p>(2)投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(2)投資損失引当金</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3)賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3)賞与引当金 同左
	(4)退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(4)退職給付引当金 同左
		(5)役員退職慰労引当金 (会計方針の変更) 役員退職慰労金については、従来支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく当事業年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は1,676百万円減少しております。
	(6)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(6)ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
8.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>9. ヘッジ会計の方法</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は63,179百万円、繰延ヘッジ利益は72,130百万円であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は45,173百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は50,027百万円(同前)であります。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,140,317百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」及び「その他の無形固定資産」に表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>1. 子会社の株式及び出資総額 256,940百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券316,508百万円であります。</p> <p>現先取引、現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は44,092百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,274,320百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,295百万円、延滞債権額は322,521百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11,903百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 260,709百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券318,445百万円であります。</p> <p>現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付けに供している有価証券は28,938百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,633,239百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,520百万円、延滞債権額は302,174百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,930百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,378百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																				
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は591,642百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、435,185百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">4,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">5,676,972百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,314,486百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">329百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">607,370百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">825,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">464,968百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">2,480,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売渡手形</td> <td style="text-align: right;">443,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">669百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」880,919百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちその他の証拠金等は498百万円です。</p>	特定取引資産	4,999百万円	有価証券	5,676,972百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資産	329百万円	預金	607,370百万円	コールマネー	825,000百万円	売現先勘定	464,968百万円	債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円	売渡手形	443,900百万円	借入金	669百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は568,004百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、418,086百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">2,425,750百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,585,430百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">410百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">424,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">915,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">1,499,943百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">485百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」863,318百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は72,911百万円、その他の証拠金等は498百万円です。</p>	有価証券	2,425,750百万円	貸出金	3,585,430百万円	その他資産	410百万円	預金	424,451百万円	コールマネー	915,000百万円	売現先勘定	2,999百万円	債券貸借取引受入担保金	1,499,943百万円	借入金	485百万円
特定取引資産	4,999百万円																																				
有価証券	5,676,972百万円																																				
貸出金	3,314,486百万円																																				
その他資産	329百万円																																				
預金	607,370百万円																																				
コールマネー	825,000百万円																																				
売現先勘定	464,968百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円																																				
売渡手形	443,900百万円																																				
借入金	669百万円																																				
有価証券	2,425,750百万円																																				
貸出金	3,585,430百万円																																				
その他資産	410百万円																																				
預金	424,451百万円																																				
コールマネー	915,000百万円																																				
売現先勘定	2,999百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	1,499,943百万円																																				
借入金	485百万円																																				

<p style="text-align: center;">前事業年度 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (平成19年3月31日)</p>
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,509,791百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,038,840百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,904百万円であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">162,749百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,598,114百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,993,792百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">136,638百万円</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>12. 動産不動産の減価償却累計額 560,020百万円</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額 41,050百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,249,108百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 525,877百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 39,124百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,163,312百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,547,978百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,502,902百万円減少しております。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																																																												
<p>18. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">9,919千株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">48千株</td></tr> <tr><td>第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64千株</td></tr> <tr><td>第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">85千株</td></tr> <tr><td>第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">3,000千株</td></tr> </table> <p>発行済株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">3,833千株</td></tr> <tr><td>第二回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">43千株</td></tr> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">5千株</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64千株</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">85千株</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,800千株</td></tr> </table> <p>19. 平成15年6月24日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>資本準備金</td><td style="text-align: right;">219,322百万円</td></tr> <tr><td>利益準備金</td><td style="text-align: right;">135,749百万円</td></tr> </table> <p>20. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したることにより増加した純資産額は、250,379百万円であります。</p> <p>21. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第二回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,200円</td></tr> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14,000円</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき47,600円</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき42,000円</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき11,000円</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,000円</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき17,500円</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 5,380円</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき16,000円</td></tr> </table>	普通株式	9,919千株	第二種優先株式	48千株	第四種優先株式	64千株	第五種優先株式	85千株	第六種優先株式	71千株	第七種優先株式	71千株	第八種優先株式	18千株	第九種優先株式	18千株	第十三種優先株式	3,000千株	普通株式	3,833千株	第二回第二種優先株式	43千株	第三回第二種優先株式	5千株	第四回第四種優先株式	64千株	第五回第五種優先株式	85千株	第六回第六種優先株式	71千株	第七回第七種優先株式	71千株	第八回第八種優先株式	18千株	第九回第九種優先株式	18千株	第十回第十三種優先株式	1,800千株	資本準備金	219,322百万円	利益準備金	135,749百万円	第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円	第三回第二種優先株式	1株につき14,000円	第四回第四種優先株式	1株につき47,600円	第五回第五種優先株式	1株につき42,000円	第六回第六種優先株式	1株につき11,000円	第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円	第八回第八種優先株式	1株につき17,500円	第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円	第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円	<p>21. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14,000円</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき47,600円</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき42,000円</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき11,000円</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,000円</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき17,500円</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 5,380円</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき16,000円</td></tr> </table> <p>22. 関係会社に対する貸出金 988,096百万円</p>	第三回第二種優先株式	1株につき14,000円	第四回第四種優先株式	1株につき47,600円	第五回第五種優先株式	1株につき42,000円	第六回第六種優先株式	1株につき11,000円	第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円	第八回第八種優先株式	1株につき17,500円	第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円	第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円
普通株式	9,919千株																																																																												
第二種優先株式	48千株																																																																												
第四種優先株式	64千株																																																																												
第五種優先株式	85千株																																																																												
第六種優先株式	71千株																																																																												
第七種優先株式	71千株																																																																												
第八種優先株式	18千株																																																																												
第九種優先株式	18千株																																																																												
第十三種優先株式	3,000千株																																																																												
普通株式	3,833千株																																																																												
第二回第二種優先株式	43千株																																																																												
第三回第二種優先株式	5千株																																																																												
第四回第四種優先株式	64千株																																																																												
第五回第五種優先株式	85千株																																																																												
第六回第六種優先株式	71千株																																																																												
第七回第七種優先株式	71千株																																																																												
第八回第八種優先株式	18千株																																																																												
第九回第九種優先株式	18千株																																																																												
第十回第十三種優先株式	1,800千株																																																																												
資本準備金	219,322百万円																																																																												
利益準備金	135,749百万円																																																																												
第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円																																																																												
第三回第二種優先株式	1株につき14,000円																																																																												
第四回第四種優先株式	1株につき47,600円																																																																												
第五回第五種優先株式	1株につき42,000円																																																																												
第六回第六種優先株式	1株につき11,000円																																																																												
第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円																																																																												
第八回第八種優先株式	1株につき17,500円																																																																												
第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円																																																																												
第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円																																																																												
第三回第二種優先株式	1株につき14,000円																																																																												
第四回第四種優先株式	1株につき47,600円																																																																												
第五回第五種優先株式	1株につき42,000円																																																																												
第六回第六種優先株式	1株につき11,000円																																																																												
第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円																																																																												
第八回第八種優先株式	1株につき17,500円																																																																												
第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円																																																																												
第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円																																																																												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																										
<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料4,827百万円を含んでおります。</p> <p>2. 「その他の経常費用」には、債券ポートフォリオ見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円及びソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金純取崩額32,407百万円及び投資損失引当金純取崩額5,178百万円であります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">7,159</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 63物件 処分予定資産</td> <td style="text-align: center;">517</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">6,785 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. 「その他の特別損失」は、前事業年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店	土地建物 等 動産	7,159	遊休資産 63物件 処分予定資産	517	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -	<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額11,275百万円、子会社清算益5,912百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」には、退職給付信託の一部返還益70,658百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等</td> <td style="text-align: center;">607</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>遊休資産 46物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等</td> <td style="text-align: center;">2,739</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607	その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店	土地建物 等 動産	7,159																								
	遊休資産 63物件 処分予定資産		517																								
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607																								
その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739																								

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
第二回第二種優先株式		43	43		注
合計		43	43		

注: 自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,577百万円 その他 6百万円 合計 22,583百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,835百万円 その他 2百万円 合計 12,837百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,741百万円 その他 4百万円 合計 9,745百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,702百万円 1年超 11,835百万円 合計 15,538百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,020百万円 減価償却費相当額 5,511百万円 支払利息相当額 483百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,237百万円 1年超 83,085百万円 合計 102,323百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,717百万円 その他 6百万円 合計 24,723百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 16,913百万円 その他 4百万円 合計 16,917百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 7,803百万円 その他 2百万円 合計 7,805百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,127百万円 1年超 9,866百万円 合計 13,993百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,339百万円 減価償却費相当額 4,403百万円 支払利息相当額 437百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,848百万円 1年超 62,989百万円 合計 82,838百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	196,102	129,003
合計	67,098	196,102	129,003

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当事業年度(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	158,077	90,978
合計	67,098	158,077	90,978

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度 160,256百万円 超過額</p> <p>繰越欠損金 498,908</p> <p>有価証券償却損金算入限度 206,817 超過額</p> <p>その他 238,694</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,104,677</p> <p>評価性引当額 409,201</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 695,476</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 153,008</p> <p>その他有価証券評価差額 141,043</p> <p>その他 31,467</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 325,519</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 369,956百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度 141,805百万円 超過額</p> <p>繰越欠損金 444,526</p> <p>有価証券償却損金算入限度 211,606 超過額</p> <p>その他 253,777</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,051,716</p> <p>評価性引当額 381,548</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 670,167</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 137,031</p> <p>その他有価証券評価差額 128,177</p> <p>その他 72,789</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 337,998</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 332,168百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6% (調整)</p> <p>評価性引当額の増加 40.6</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 37.5</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>再生専門子会社合併による影響 8.0</p> <p>その他 0.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.3%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.6% (調整)</p> <p>評価性引当額の減少 9.7</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.9</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p>その他 0.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.4%</p>

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	233,138.55	265,344.06
1株当たり当期純利益	円	26,057.69	43,372.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	21,766.24	38,294.74

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は15,029円72銭減少しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 平成18年3月31日	当事業年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		2,081,289
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		1,039,176
(うち優先株式払込金額)		1,001,866
(うち優先配当額)		37,310
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)		1,042,112
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)		3,927

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	137,060	206,289
普通株主に帰属しない金額	百万円	37,663	37,310
うち優先配当額	百万円	37,663	37,310
普通株式に係る当期純利益	百万円	99,396	168,978
普通株式の期中平均株式数	千株	3,814	3,896
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	2,202	1,849
うち希薄化効果を有する 優先株式の優先配当額	百万円	2,202	1,849
普通株式増加数	千株	853	564
うち優先株式	千株	853	564
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

【附属明細表】

当事業年度 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	-	-	-	324,276	-	-	324,276
建物	-	-	-	502,567	294,629	11,297	207,937
建設仮勘定	-	-	-	1,921	-	-	1,921
その他の有形固定資産	-	-	-	301,067	231,247	21,029	69,819
有形固定資産計	-	-	-	1,129,833	525,877	32,327	603,955
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	162,621	70,838	31,266	91,782
その他の無形固定資産	-	-	-	30,696	2,596	109	28,100
無形固定資産計	-	-	-	193,318	73,435	31,375	119,882
繰延資産							
債券発行差金	277	-	277	-	-	-	-
債券発行費用	246	-	159	87	65	99	21
繰延資産計	523	-	436	87	65	99	21

(注) 1. 営業用以外の土地、建物は、貸借対照表科目では「その他の有形固定資産」に計上しております。

2. 制作途中のソフトウェア、及びソフトウェア以外の無形固定資産は、貸借対照表科目では「その他の無形固定資産」に計上しております。

3. 債券発行差金の当期減少額は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)の経過措置により、社債から直接控除することによるものであります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産の総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	227,661	248,124	-	* 227,661	248,124
個別貸倒引当金	79,224	92,652	15,407	* 63,816	92,652
うち非居住者向け債権分	9	77	-	* 9	77
特定海外債権引当勘定	66	51	-	* 66	51
投資損失引当金	83,487	83,430	26	* 83,460	83,430
賞与引当金	6,914	7,644	6,914	-	7,644
役員退職慰労引当金	-	1,676	-	-	1,676
ポイント引当金	629	3,773	85	* 544	3,773
計	397,983	437,352	22,433	375,549	437,352

(注) * 洗替による取崩額

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	2,231	2,604	2,227	3	2,604
未払法人税等	833	851	830	3	851
未払事業税	1,397	1,753	1,397	0	1,753

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金927,147百万円、他の銀行への預け金815,356百万円その他であります。
その他の証券	外国証券1,290,584百万円その他であります。
前払費用	営業経費6,787百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息39,696百万円、有価証券利息配当金30,417百万円その他であります。
その他の資産	金融安定化拠出基金等への拠出金160,021百万円、保証金権利金72,911百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金939,743百万円、外貨預金842,402百万円その他であります。
未払費用	預金利息27,931百万円、営業経費16,316百万円、借入金利息11,658百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息32,491百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元金289,258百万円、未払金160,967百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券及び必要に応じ100株を超える株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	交付する株券1枚につき 250円
株券喪失登録に伴う手数料	1. 株券喪失登録請求1件につき10,000円 2. 喪失登録する株券1枚につき 500円
端株の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載する方法により行います
株主に対する特典	ありません

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は証券取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第4期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成18年6月29日関東財務局長に提出。

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成18年10月25日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

事業年度（第5期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月27日関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書

平成18年12月27日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

平成19年3月29日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 訂正発行登録書

平成19年3月29日関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(9) 訂正発行登録書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

(10) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成19年4月20日関東財務局長に提出。

(11) 発行登録書及びその添付書類

平成19年4月23日関東財務局長に提出。

劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。